

# 総務建設常任委員会

平成26年9月11日

葛城市議会

## 総務建設常任委員会

1. 開会及び閉会 平成26年9月11日(木) 午前9時29分 開会  
午後1時52分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	赤井 佐太郎
副委員長	岡本 吉司
委員	川村 優子
〃	西川 朗
〃	朝岡 佐一郎
〃	吉村 優子
〃	阿古 和彦
〃	下村 正樹

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員

議長	西川 弥三郎
議員	内野 悦子
〃	増田 順弘
〃	白石 栄一

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	山下 和弥
副市長	杉岡 富美雄
企画部長	吉村 孝博
企画政策課長	米井 英規
〃 補佐	高橋 勝英
総務部長	山本 眞義
総務財政課長	安川 誠
〃 主幹	森岡 偉晃
〃 補佐	米田 匡勝
生活安全課長	門口 昌義
税務課長	西村 圭代子
都市整備部長	生野 吉秀
〃 理事	土谷 宏巖

建設課長	石田勝則
〃 主幹	木村喜哉
〃 補佐	竹本淳逸
〃 補佐	松本秀樹
都市計画課長	松村吉章
産業観光部長	河合良則
農林課長	池原博文
〃 補佐	吉村和則
〃 主査	堀川雅樹
商工観光課長	岸本俊博

6. 職務のため出席した者の職氏名

書記	中井孝明
〃	山岡晋
〃	谷口亜耶

7. 付議事件（付託議案の審査）

- 議第36号 葛城市税条例等の一部を改正することについて
- 議第38号 葛城市都市公園条例の一部を改正することについて
- 議第39号 葛城市営住宅条例の一部を改正することについて
- 議第40号 平成26年度葛城市一般会計補正予算（第2号）の議決について

調査案件（所管事項の調査）

- (1) 地域活性化事業「新道の駅建設事業」について
- (2) 尺土駅前周辺整備事業に関する事項について
- (3) 行財政改革に関する事項について
- (4) 公共バスの運行について

開 会 午前9時29分

**赤井委員長** ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

皆さんおはようございます。早朝から委員会にお集まりいただきましてありがとうございます。本日の案件に従いまして進めてまいりますので、よろしく議論の方をお願いしたいと思います。

委員外議員の出席、白石議員、増田議員、内野議員、以上でございます。

一般の傍聴の申し出が1名ございます。

お諮りします。一般の傍聴を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井委員長** ご異議なしと認め、一般の傍聴の入室を許可いたします。

(傍聴者入室)

**赤井委員長** なお、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき発言されるようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は必ず電源を切るかマナーモードに切りかえるようお願いいたします。

ただいまより、本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

初めに、議第36号、葛城市税条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

部長。

**山本総務部長** おはようございます。総務部の山本でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程となっております議第36号、葛城市税条例等の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

今回の葛城市税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布されましたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、個人住民税に係ります課税の特例期間の延長、法人市民税に係ります法人税割の税率改正、子ども・子育て支援新制度に伴います固定資産税の非課税改正、軽自動車税に係ります標準税率の改正などとなっておりますのでございます。

それでは、お手元にお配りさせていただいております新旧対照表に基づきましてご説明を申し上げます。この表の左側が改正前、また右側が改正後となっております。赤色のアンダーラインの部分の部分が改正部分となっておりますのでございます。

まず、1ページの中段をご覧くださいと思います。葛城市税条例第23条第2項、市民税の納税義務者等に係ります改正でございます。法人税法等におきまして、外国法人の恒久的施設が義務づけられたことに伴う所要の規定の整備でございます。

次に、下段でございます。第23条第3項、市民税の納税義務者等に係る改正でございます。前項で引用いたしました地方税法施行令の規定文が、外国法人の恒久的施設の定義づけに伴い、削除となったことによりまして、当該第3項にて新たに引用法令の規定を行うものでござ

ざいます。

次に2ページの下段でございませう。第33条第5項、所得割の課税標準に係る改正でございませう。新たに特定株式等譲渡対価等の条文が16号として整備されたことによる条ずれによる改正でございませう。

次に3ページの中段をござ覧願いたいと思ひませう。第34条の4、法人税割の税率に係る改正でございませう。制限税率が現行の14.7%から12.1%に引き下げられる改正でございませう。また第34条の5につきましては、中小法人等に対する不規律課税に係る改正でございませうして、標準税率が現行の12.3%から9.7%に引き下げられる改正でございませう。

続いて、4ページ中段をござ覧願いたいと思ひませう。第48条第2項でございませう。法人の市民税の申告納付に係る改正でございませうして、法人税法におきませうして、新たに外国法人に係りませう外国税額控除制度が新設されることによりませうして、所要の規定の整備を行つたものでございませう。

5ページに移りませうして、中段をござ覧願いたいと思ひませう。第48条第5項でございませう。法人市民税の申告納付に係る改正でございませう。法人税法の改正によりませうして、新たに外国法人の確定申告等が規定されたために、条文整備を行つたものでございませう。

次に6ページの中段でございませう。第52条、法人市民税に係る納付期限の延長の場合の延滞金に係る改正でございませう。これによりませうしても、法人税法の改正によりませうして、新たに外国法人の確定申告が規定されたために条文整備を行つたものでございませう。

7ページに入りませうして、上段をござ覧願いたいと思ひませう。第57条、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に係る改正、また第59条では、固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告に係る改正でございませうして、これらによりませうしては、子ども・子育て支援法の改正によりませうして、認定こども園、小規模保育事業の用に供する固定資産が新たに非課税となることによりませう引用既定の条ずれの改正でございませう。

ページめくつていただきませうして、8ページでございませう。第82条、軽自動車の税率に係る改正でございませう。まず第1項第1号の原動機付自転車でございませう。標準税率を1.5倍に引き上げられる改正でございませうして、50cc以下現行1,000円が2,000円に、また90cc以下は1,200円から2,000円に、125cc以下につきましては、現行1,600円が2,400円に、ミニカーによりませうしては2,500円が3,700円に、また次に第2項の軽自動車及び小型特殊自動車でございませう。軽自動車、二輪250cc以下2,400円から3,600円に、ここまでの引き上げによりませうしては、平成27年4月1日からの施行となっております。また平成27年4月1日以降に最初の新規取得する軽四輪車の標準税率の引き上げによりませうしては、三輪で3,100円の現行が3,900円に、四輪以上の乗用でございませう。営業用が現行5,500円から6,900円に、自家用7,200円から1万800円に。

9ページに入りませうして、貨物用でございませう。営業用、現行3,000円から3,800円に、自家用、4,000円から5,000円に。また小型の特殊自動車でございませうますが、農耕作業用のものとしてトラクターによりませうしては、125cc以下の原動機付自転車の税率を参考に、現行1,600円か

ら2,400円に、またその他のもの、フォークリフトなどでございますが、四輪以上の自家用貨物の税率を参考に改正いたして、4,700円から5,900円に。次に、第3号の二輪の小型自動車でございます。250cc越えでございますが、現行4,000円が6,000円に、これらの引き上げにつきましては、平成27年4月1日からの施行となっております。

次に中段をご覧願いたいと思います。附則第4条の2でございます。公益法人等にかかります市民税の課税に係る特例に係る改正でございます。租税特別措置法の改正によりまして、新たに公益合併法人の移転を受けた資産に係ります課税特例が第11項として追加されたことに伴います条文整理でございます。

次に下段でございます。附則第8条、肉用牛の売却による事業所得にかかります市民税の課税の特例に係る改正でございます。肉用牛の売却による事業所得の課税の特例につきまして、適用期限を平成27年から平成30年度までの3カ年延長するといった改正でございます。

10ページに移りまして、中段をご覧願いたいと思います。附則第16条、軽自動車税の税率の特例に係る改正でございます。平成28年度分から、最初の新規検査から13年を経過いたしました軽四輪車等につきまして標準税額のおおむね20%の重課に伴う改正でございます。三輪につきましては3,900円が4,600円に、また四輪の乗用のものがございます営業用、改正後が6,900円でございますが、さらに8,200円に、自家用については、改正後の1万800円がさらに12,900円に、また11ページ上段でございます。貨物用のものについては、営業用、3,800円がさらに4,500円に、自家用車につきましては、5,000円がさらに6,000円に引き上げられるものでございます。

次に附則第17条の2、優良住宅地の造成等のために、土地を譲渡した場合の長期譲渡所得にかかります市民税の課税の特例に係ります改正でございます。優良住宅地の造成等のために土地等の長期譲渡所得に係ります課税の特例につきまして適用期限を平成26年度までと、現行なっておるところを、29年度まで3年間延長する改正でございます。

次に下段をご覧願いたいと思います。附則第17条の2、第2項、優良住宅地の造成等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係ります市民税の課税の特例に係る改正でございます。確定優良住宅等の予定地に係る譲渡所得の特例につきましても、その適用期限を3年間延長するというものでございます。

12ページをご覧願いたいと思います。附則第19条、一般株式等に係ります譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例に係る改正でございます。個人住民税に係ります所得割の課税標準の規定の明確化を行ったものでございます。

ページ移りまして、14ページでございます。附則第19条の2、第2項、上場株式等に係ります譲渡所得等にかかる個人の市民税の課税の特例に係る改正でございます。租税特別措置法におきます上場株式等に係ります譲渡所得等の課税の特例の改正に伴う引用条文の整理を行ったものでございます。

次に、15ページでございます。附則第19条の3、第2項、非課税口座内の上場株式等に係ります譲渡に係る市民税の所得計算の特例に係る改正でございます。租税特別措置法の改正に伴い、非課税口座内の上場株式等の譲渡に係ります課税の特例に伴う整備を行ったもので

ございます。

次に16ページ、17ページ、そして19ページでございます。附則第22条、附則第22条の2、附則第23条、いずれも東日本大震災に係ります税法上での特例でございます。上位法であります地方税法で定められておりますので、条例制定しております同内容部分について削除いたすものでございます。

次に20ページをご覧ください。附則第22条、個人の市民税の税率の特例に係る改正でございます。先ほどの附則第22条、第22条の2、第23条がいずれも東日本大震災に係ります特例概要で削除となることに伴います規定の繰り上げを行うものでございます。

次に21ページでございます。新旧対照表第2条でございます。本条につきましては、既に税条例を改正した条文のうち、その改正された内容がいまだ施行に至っていない部分が今回の地方税法の一部改正で再度同じ部分を改正することとなった条文等をまとめた条文でございまして、附則の第1条では施行期日に関する条文整理、また第2条では経過措置に関する文言整理を行ったものでございます。

最後に、22ページから25ページについてでございます。本条例改正の第1条に係ります附則でございます。附則第1条では、それぞれの施行期日を、また附則第2条以下につきましては、それぞれの経過措置を規定いたしました内容となっておりますところでございます。

以上、非常にはしよった説明となりましたが、葛城市税条例等の一部を改正する条例につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

**赤井委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

副委員長。

**岡本副委員長** 今、部長の方からいろいろ税条例の説明をしていただきました。ここで金額的に影響があるのは、法人税の均等割が下がったということと、また軽自動車税が1.5倍ですか。上がったということですので、大体どのくらいの影響額が出てくるかということをお伺いしたいと思います。

**赤井委員長** 課長。

**西村税務課長** おはようございます。税務課の西村でございます。

法人税の税額でございますが、マイナスで2,500万円が減額となる見込みであります。これにつきましては、地方交付税の措置がございますので、2.6%引き当て分については地方交付税の方から措置がございます。

次に、軽自動車税でございますが、軽自動車税につきましては、バイクで510万円の増額となります。新規の軽四輪の新たなのは260万円となっております。

以上でございます。

経過年の分なんでございますが、その分につきましては市長会から来るところには月まで入っておりませんので、年までしか入っておりませんので、今現在では把握することができないんですけれど、この改正までに軽自動車協会の方からそのデータを市長会を通じてもらうようになっておりますので、今のところではちょっと増額分はわかりません。お願いし

ておきます。

**赤井委員長** 副委員長。

**岡本副委員長** 今、課長の方からお聞きをいたしました。法人税が2,500万円という減額分、あと、軽自動車税はそんなに大きい差がないと、こういうことですね。あと、交付税措置がある。恐らく交付税はなかなかわからんやろうけどもしっかり見ていただきたいと。ありがとうございました。

**赤井委員長** ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第36号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第36号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第38号、葛城市都市公園条例の一部を改正することについてを議題といたします。本案につき、提案者の内容説明を求めます。  
部長。

**生野都市整備部長** 都市整備部長の生野でございます。よろしくお願いたします。

それでは、ただいま上程いただきました葛城市都市公園条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。

本案につきましては、吸収源対策公園緑地事業による兵家、1,360平方メートル、竹内、820平方メートル、計2,180平方メートルの公園整備が本年8月11日に完了いたしましたので、本条例に兵家、竹内公園を追加しようとするものでございます。なお、公布の日から施行するものでございます。ご審議よろしくお願いたします。

**赤井委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第38号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。



(「異議なし」の声あり)

**赤井委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第38号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして議第39号、葛城市営住宅条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

部長。

**生野都市整備部長** ただいま上程いただきました議第39号、葛城市営住宅条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。

本案につきましては、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律が平成25年12月13日に公布され、中国残留邦人と長年にわたり労苦をともにしてこられた配偶者の置かれている事情にかんがみ、永住帰国する前からの配偶者に対して中国残留邦人等の亡くなられた後にこれまでの支援給付に加え、新たに配偶者支援金を支給する制度が創設されることとなりました。これに伴いまして、支援の対象となる配偶者を特定配偶者とし、特定配偶者の自立の支援を行うことが明確化され、法の題名が改められましたことによりまして、この法を引用している本条例を改正するものでございます。なお、本年10月1日から施行するものでございます。ご審議よろしくお願いいたします。

**赤井委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第39号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第39号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、議第40号、平成26年度葛城市一般会計補正予算(第2号)の議決についてを議題といたします。

なお、本案につきましては分割付託をされておりますので、本委員会の関係部分につき、提案者の内容説明を求めます。

部長。

**生野都市整備部長** それでは、ただいま上程となっております議第40号、平成26年度葛城市一般会計

補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願いたいと思います。平成26年度の葛城市一般会計補正予算（第2号）についてでございます。全体といたしまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5億3,112万5,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ159億9,442万円といたすものでございます。また、第2条では地方債の補正をお願いいたすものでございます。なお、分割付託されておりますので、当常任委員会に付託されております部分についての説明をさせていただきます。

補正予算書の5ページをお願いいたしたいと思います。第2表でございます。地方債補正についてでございます。補正の内容は変更でございます。起債の目的は合併特例事業で、補正前の限度額17億8,430万円を、補正後12億2,780万円に、また社会資本整備の総合交付金事業で、補正前の限度額6,600万円を、補正後6,740万円に、それぞれ変更いたすものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じとなっておりますのでございます。

続きまして、事項別明細書の9ページをお開き願いたいと思います。歳出の事項別明細書から説明させていただきます。まず、2款総務費、1項総務管理費、4目の財産管理費でございます。補正額は150万円でございます。普通財産管理に係ります工事請負費となっております。

次に、8目の自治振興費でございます。補正額は293万4,000円でございます。主なものといたしまして、13節、14節で計上しております奈良交通の路線バス、当麻新庄線の廃止に伴います市コミュニティバスの代替運行に係る経費、また19節の新たな定住人口増加対策であります住むなら葛城市住宅取得事業補助金、150万円などとなっております。

次に9目の企画費でございます。補正額が67万5,000円でございます。合併10周年記念事業記念品費となっておりますのでございます。

ページをめくっていただきまして、11ページをお願いいたします。下段の5款、農林商工費、1項農業費、3目農業振興費、補正額は97万2,000円でございます。農地基本台帳システム変更委託料となっております。

12ページに入りまして、3項の商工費、2目の観光費でございます。補正額は0円。これにつきましては、目内費目の組替補正でございます。当初見ておりました観光看板の工事設置費用100万円を減額いたしまして、この予算を広告料と委託料に組み替えを行うものでございます。

次に6款土木費、4項都市計画費、4目の吸収源対策公園緑地事業費でございます。補正額は300万円でございます。吸収源対策公園緑地事業に係ります測量設計等委託料となっております。

次に7款の消防費でございます。1項2目の非常備消防費でございます。補正額は64万2,000円でございます。消防団員2名退職に係ります報償金となっております。

歳出につきましては以上でございます。続いて歳入に移らせていただきます。

6ページをご覧願いたいと思います。13款国庫支出金でございます。2項国庫補助金、4

目の土木費国庫補助金につきまして、補正額は150万円の追加となっております。吸収源対策公園緑地事業補助金でございます、150万円の追加となっております。

次に14款県支出金でございます。2項の県補助金、4目農林商工費県補助金につきまして、補正額は97万2,000円の追加でございます。農地基本台帳システム整備事業に係ります補助金の追加となっております。

ページをめくっていただきまして、7ページをお願いいたします。16款寄附金でございます。1項5目の農林商工費寄附金でございます。指定給付であります観光費寄附金でございます。

次に17款の繰入金でございます。1項1目の財政調整基金繰入金につきましては、補正額が1,257万1,000円の追加でございます。

次に19款諸収入でございます。3項4目の雑入につきましては、補正額が92万3,000円の追加でございます。このうち、総務建設常任委員会の所管分につきましては消防団員退職報償金収入でございます、42万8,000円となっております。

次に、20款の市債でございます。1項1目の総務債につきましては、補正額が減額の5億5,650万円でございます。合併特例債の減額でございます。

続く3目の土木債につきましては、補正額が140万円の追加でございます。吸収源対策公園緑地事業債の追加でございます。

以上、簡単でございますが、本補正予算につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**赤井委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

朝岡委員。

**朝岡委員** ただいま部長の方から平成26年度の一般会計の補正の、本委員会に関係部分の説明をいただきました。全体的にはマイナス補正ということでございますが、事業の中身で若干新しく計上されている部分もございますので、1、2点もう少し詳細をお聞きしたいと思います。

まず、歳出の9ページ、先ほど来ご説明ありました総務費で、8目の自治振興費の中身です。新たな補助事業としてすむなら葛城市住宅取得事業、150万円の補助金が計上されています。ネーミングからして住宅取得等にかかわる補助を出そうというようなことだと思いますけども、この点について少し詳細にご説明を願いたい、このように思います。

それと、歳入の方になるんですけども、市債の合併特例なんですね。ここへ来て5億5,650万円減額されているということでございます。これは所管が違いますので、あんまり歳出の方ではご説明をいただくわけにはいきませんでしょうけども、考えるに、数字がびつたり合って、12ページの教育総務費の学校給食の操出金、ここの地方債特定財源で5億5,650万円というのがあります。歳入歳出のこの数字の出入りがここに来ているんだと思いますけれども、ここでどのような事情でこのようなマイナス補正になったのかというのも、所管が学校給食ですから、あんまり向こうの事業のことを聞くと、これはこの委員会の内容ではないと思いますが、このいわゆる数字の流れを一度確認しておきたいと、このように思

います。

以上でございます。

**赤井委員長** 企画政策課長。

**米井企画政策課長** 企画政策課の米井でございます。よろしくお願いいたします。

今ご質問いただきました、すむなら葛城市住宅取得事業ということでございます。この事業につきましては、葛城市に定住促進を図り、地域経済の活性化を図ることを目的とした助成事業ということになっていることとでございます。計上させていただく背景といたしましては、ご存じのように、葛城市の人口は少しながらも増加しているわけですが、平成25年10月1日、現年度10月1日と比較いたしますと、奈良県全体では0.44%の人口減ということとでございます。11市の中では香芝市、生駒市、葛城市が人口増というだけで、あとはすべて人口減ということとでございます。また、長期的な展望を申し上げますと、国立社会保障人口問題研究所によりますと、葛城市におきましては2040年には人口減に転じる予想がなされているわけとでございます。このような状態ですので、ふえているときではありますが、定住いただくという長期的な視野に立ちまして施策を実施する必要があるわけとでございます。

事業内容といたしましては、対象住宅といたしまして、本年10月より住宅を取得された方、居住する部分の延べ床面積が55平方メートル以上であること、登記がなされていること、補助対象者といたしましては、当然所有者であること、市税を滞納していないこと、事業完了報告日の提出日におきまして転入していること、暴力団員じゃないこと、共有名義の方は居住者1人を補助対象とするということとでございます。新築の場合の補助金額でございますが、2万円。中古住宅の場合は1万円を補助するというものでございます。他市町村が行っている助成と比較すると額的には低いわけとございますが、他市町村にありますように、新規転入だけに限定する、または、例えば新婚家庭だけであるとか子育て世帯だけであるとか、そういうことに限定するものではなく、多くの住んでいただける方、対象者に対して補助することができるようになり、市内転居の方に対しても建替えに関しても補助することで、入ってくる人口のほか、出ていく人を少なくすることができます。人口維持に効果があります。さらに葛城市には住みよい、住んでみたい条件が数多くあります。例えば上下水道料金が安い、中学校までの医療費が無料である、自然が残る住みよい環境である、交通の便がよい、大阪都市圏まで30分から40分程度で行ける、自慢できる観光資源がたくさんある、さらに住宅助成が受けられるという相乗的な効果があると思うわけとでございます。いろんな好条件を積み重ねまして葛城市を選んでもらえるような事業とでございます。

以上でございます。

**赤井委員長** 課長。

**安川総務財政課長** 総務財政課の安川でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまご質問のありました市債、この中の合併特例債の内容についてご説明申し上げます。この中身につきましては、特別会計である学校給食の特別会計の中におきまして、1つは国庫金、これは学校施設環境改善交付金事業補助金というものでございまして、現在事業を進めております学校給食センターの建設事業に絡むものでございます。この分と、もう一

つは、がんばる地域交付金というのが今回交付されたことによるものが大きな原因でございます。先ほど申し上げました学校施設環境改善交付金につきましては当初予算額が7,152万1,000円でしたが、今回新たに増額されまして、7,969万3,000円の増額、合計で1億5,121万4,000円の増額となりました。

もう1点のがんばる地域交付金についてでございますが、これは国の平成25年度におきます1号補正で、好循環実現のための経済対策とされまして補正されたもので、国の予算で870億円が計上されております。これは平成25年度で追加されました事業、新クリーンセンターを初めとします8つの事業、当然学校給食も入っておるんですが、それらに伴います一般財源にかかわる負担分に対して交付されるものでございます。中身につきましては、1つはその地方負担に対しまして、財政力指数に応じた率、もう一点は行革努力に応じた率、こういったものを加味して交付されるものでございまして、1つはその財政力指数というのはベースが財政力指数がベースになっておるわけでございますが、行革努力につきましてはラスパイレス指数を基礎に、職員の削減数等を率として計算されておるものでございます。その額をもって入としておるわけでございますが、総じて説明申し上げますと、当初学校給食センターにおきましては、事業費13億6,660万円に対しまして、国庫が先ほどの7,152万1,000円でしたが、これに95%の充当率をかけて12億3,030万円ということで特例債の額を計算しておりましたが、今回事業費13億6,660万円に対しまして、先ほどの交付金及びがんばる地域交付金を合わせまして6億5,725万1,000円ということで、増額分としましては5億8,573万円となっております。その分を差し引きしまして同じく充当率95%をかけますと、6億7,380万円ということで、当初より5億5,650万円の減額というのが今回の主な内容となっております。

以上でございます。

**赤井委員長** 朝岡委員。

**朝岡委員** 詳細についてご説明をいただきました。ありがとうございます。

まず歳出の方の新たな事業で、すむなら葛城市住宅取得事業というんですか、詳細にご説明をいただきました。おっしゃったように、当然この事業で新築並びに改築も含めて転入されやすく環境整備をするというのに加えて、逆に永住していただくというか転出を避けるというようなこともプラスしておっしゃいました。まさしくやはり、きのうちちょっと私も一般質問をさせていただきましても、530ほどの市町村が今、消滅されるだろうと言われていの中で、やはりさまざまな手を打って、出ていくことを少なくするため、永住自立権といえますか、先ほど来水道料金や医療費もしくは交通の便、観光その他いろいろこのメリットをたくさん言っていただきました。まさしく永住といえますか、人口減を防ぐ施策の一環だと非常に評価をするところでございます。金額がもう少し高ければもっと手をたたきたいわけでございますけども、まずは新たに導入されるということで、今、特に住宅金利も非常に低金利ということでございますので、ぜひいろいろ近隣の声も聞きながら、また利用者の反響もしっかりと把握しながら、この事業をまた拡充できるように努力をしていただきたいとこのように思います。

また先ほど来詳しいご説明をいただきました。給食センターの中身についてはもう触れませんが、13億6,000万円が本来の国からカバーするというか、7億2,000万円ほどが半分とは言いませんが、おおむね約半分も、6億円ほどが、5億円補助で助かって、この5億5,600万円というのがいわゆる特例債からマイナスになる。いわゆる借金せんでいいということですね。これは非常にながら地域交付金の算出基準、いろいろとおっしゃっていただきましたけど、やはり職員の皆さんの努力とまた日ごろの財政力指数をしっかりと財政当局が示しながらこのような数字の算出、交付金になっていただいたということを高く評価いたしますし、本来でいきますと、なかなかこの学校給食というのは、どの市町村も導入をたいけどこのようになかなか補助事業としては本来の耐震工事とかさまざまな事業に比べると補助率が大変低いということで、どうしても地方債もしくは一般財源を投入して事業をするということが欠かせない事業の一つですから、なかなか優先順位が高く来ないというのが実情だと思いますけども、本市の場合はいろいろな交付金もあり、さらにこのがんばる地域交付金ですか、5億600万円。これが獲得できたということで、この事業に計上いただいたということは本当にここへ来て、いろいろときのう私も一般質問でやりとりさせていただきましたけれども、やはりこういう国の補助事業もしくは交付金等をうまく活用することで、今までの基金の追加で、またここへ来ていわゆる経常収支や公債費比率も好転しているということでございますので、非常に今評価をするところでございます。これについて市長、ご所見をぜひここでお話をさせていただきたいとこのように思います。

**赤井委員長** 市長。

**山下市長** 朝岡委員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、すむなら葛城市住宅取得事業の問題でございますけれども、これは葛城市が今年10月に市制10周年を迎えるということに当たって、何か市民に還元をしていく、また葛城市に住んでもらえるような方策がないだろうかということで昨年から考え続けてきた。本来なら当初予算に計上すべきものだというふうに思いますけれども、合併の式典を10月11日に控えております。それならば、そこに合わせて発表していく方が効果的だろうということで部内で検討いたしましたして、このような形にさせていただきました。2040年には、今から26年後には葛城市でも、奈良県で2番目に人口減少が少ないと言われておりますけれども、それでも約9%の人口減ということが言われているわけでございます。ならば、やはりここで今人口がふえているときに手を打っていく、何らかの方策を考えていくということをしていかなければならないだろうということで、このような形で出させていただいておるところでございます。しかしながら、朝岡委員おっしゃるように、金額についてはもうちょっと喜ぶ金額でもいいのと違うかというようなお話もございます。どういう反応があるのかわからないところでございます。とりあえず2万円というところでスタートさせていただきたいと思っております。また皆さんの反応を見ながらもう少し喜んでいただける額にした方がいいのか、幾らか出していっても新築等をしていただけたら所得税また固定資産税等で葛城市に大いに貢献をしていただけるということもございますので、そのあたり、どのあたりがリミットかまたしっかりと見きわめながら、今後の課題にしてまいりたいというふうに思っております。

さて、起債、特に合併特例債がこれだけ減額になったというところでございます。これは先般からクリーンセンター等、これはここの所管と違いますから余り詳しくは述べませんが、10億円ぐらいは増額になって、その財源をどう求めていくんだというお話もございまして、いろいろと葛城市の財政を考えていく上で市からの持ち出しが少なければそれに越したことはないとか、そういうふうな努力をしていくべきだろうということで、いろいろと努力をさせていただきました。クリーンセンターの10億円の内訳の中で、細かな数字は明日いろいろと議論させていただきましても、約3億8,000万円ぐらいが市からの持ち出しという、自主財源という形になるわけです。それを賄うべく、いろんな手だてを考えてまいりました。先ほど課長が申し上げましたように、がんばる地域交付金、これで約3億9,900万円ほど、約4億円ぐらいをがんばる地域交付金でクリーンセンター分、平成25年度の補正予算分として葛城市のクリーンセンターの分としていただける分がございましたので、本来ならこのお金、先ほど申し上げましたように、3億8,000万円程度の市からの持ち出しの部分にこれを充てさせていただくのがもともとの目的とか、本来のところでございますけれども、このがんばる地域交付金というのはこの平成26年度中に消化しなければならないという足かせがございまして。クリーンセンター事業というのは継続事業でございまして、今年度中に消化することはできないと。ならば、クリーンセンターには申しわけないけれども、他の事業で充当できる事業がないかということで検討いたしましたところ、給食センターで先ほど申し上げましたように約12億円ほどの合併特例債を起債ということを考えておりましたので、この起債を低減させる一助としてこのがんばる地域交付金のクリーンセンター分、その他の分を合わせまして5億600万円投入させていただくということになったわけでございますし、それに加えて、先般、ここではお話をしておりませんが、当初給食センターでいただけると言っておいた7,200万円弱、これに加えて7,900万円を陳情等によりましていただくこともできましたので、これも給食センターに投入をさせていただいて、差し引き5億5,000万円ほどですか、起債をせずに済んだというような形にさせていただきました。クリーンセンターはクリーンセンター、給食センターは給食センターという、別々の事業でございまして、葛城市の1つの財政、会計の中からトータルで市民の負担を減らしていくという作業をさせていただいて提言をさせていただいておると。その手だてを打たせていただいております。

それと、先ほど課長が申し上げました財政力やその他の指数によって計算をしてというところでございまして、これは言っていることは間違っておりませんが、ああいふ言い方をすると全部の市町村がいただけるように勘違いをされますので、これは安倍政権がやはり公共事業をふやし、できるだけ景気刺激をしていきたいという観点から、今、公共事業をやっている市町村に対しての裏負担をするんだということで、がんばる地域交付金というのを創設していただいております。ですから、この対象となるのは事業化をしている、事業を進めている市町村だけでございまして、奈良県内でこのがんばる地域交付金全額、総額で約17億円入ってきておりますけれども、そのうちの5億円、約3分の1を葛城市がいただくという形になっておる。事業を進めている市町村にその事業を早くして景気を浮揚させ

るような手だてとして国が考え、創設をしておられるものですから、たまたま葛城市が事業を今いろいろとさせていただいておる時期に見合った形で進めさせていただいておるのが適合し、財政が非常に助けられるという形になっておるといふこととさせていただきます。

**赤井委員長** 朝岡委員。

**朝岡委員** 市長からも詳細にわたるご説明をいただきました。この住宅取得の事業補助金については、先ほど来申し上げましたように、初めての試みでもございます。また拡充、その他利用者の声もしっかり反映しながら、今後とも引き続きこの制度が人口増につながるように施策をまた十分ご検討いただけるように願っておきます。

要するに、市長がおっしゃるのには、頑張ってる自治体やからくれますねんと、こういう話ですよ。ですから、やはり事業がたくさん、合併して10年ということでもまだいろいろの事情もあって完了できていない事業も多いかと思えますけども、これはもう本当にきのう私が申し上げましたように、今の葛城市民も将来の葛城市民も応分な利益を伴う事業でございます。しっかりと、当然このように毎年毎年このような補助金また交付金さまざま獲得するということで財政計画というのはころころ変わっていくわけとさせていただきますので、その辺をしっかりとまた財政当局は見据えながら、12月には改めて財政計画をお出しになるということも聞いてございますので、やはり今現状で実質公債費比率というのは7.5%、これは事業をやっていないみたいなものや。これだけ事業をしていて7.5%しか公債費比率がその程度にとどまっているということは、国が頑張っているからお金をくれますというけど、数字から見たら非常にもっとやんなあかんのと違うかなというような気もしたいような数字でございます。それだけ良好やということ。しかしながら人口も減っていく、いろいろな事情で先ほど法人税もマイナス2,000万円幾らの見込みと、いろいろなそういう条例改正、条例の変更等でもやはり減収になる部分もしっかり把握しながら今後の財政計画をしっかり立てて事業の完了を進めていただきたい、このように申し上げて質疑は終わっておきたいと思いません。

以上です。

**赤井委員長** ほかに質疑はありませんか。

阿古委員。

**阿古委員** 関連になりますので。まず9ページのすむなら葛城市住宅取得事業補助金、今回この補助金につきましては、この補正予算で初めて実は内容等についてお聞きしました。事業内容としては、金額は確かに150万円と、金額的には少ないんですけど、事業の内容としては非常に意味の大きい事業だと思います。それで、かなり前から検討されていたというんですけども、これは要綱ですか、まずその要綱を確認したい。条例では上がってきていませんから、通常、予算が上がってくるときには、条例改正と一体で上がってくるというのは議会では普通ですので、要綱で処理されているんやと思えますけども、その要綱をまず添付していただきたいというのが1点。それと、いつごろからこの件について考察をされたのかということ。どの部署で考察されたのかということをちょっと聞かせ願いたい。

委員長、資料添付をちょっとお願いいたします。



赤井委員長 資料添付はありますか。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時27分

再 開 午前10時35分

赤井委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

課長。

米井企画政策課長 企画政策課の米井でございます。この事業の検討につきましては、昨年の12月ごろから企画部、総務部、都市整備部。企画部が中心となりまして検討を重ねてまいったわけでございます。

以上でございます。

赤井委員長 阿古委員。

阿古委員 これの1つの、物すごいこの補助金というのはハードルが高かったと思うんですよ。というのが、本来税金の使い方として個人の資産に対して何らかの税金を投入するというということは、税の本来の使い方としては違和感がある。ですから、例えばそう言いつつも、国なんかでも助成措置、補助措置というのはしてきているわけです。例えば太陽光パネルの設置であったりとか、それから震災に対する増改築ですね、耐震補強であったりですとか、そういうものに対して、それと葛城市では一般家庭用のごみの焼却のああいう物品購入に対してとか、自転車の取得に対してですとか、そういうのは持っているんですけど。そやけど本来の税の使い方としては好ましくない分野であるというのは、私は行政サイドの基本的な考え方ではないかと昔からそう感じてきました。そやから、こういうふうな個人資産に対する助成措置というのは、非常に長いこと時間をかけて検討をしてきたというのが実情だと思うんです。そやからその辺のまず行政サイドの考え方ですよ。というのは、どういう具合に考えられているのか。これ、住宅を買われる方に対して、特に10月1日以降になっていますね。10月1日以降になって、それ以後に対して買われる方に金額は確かに中古やったら1万円だとか、これは要綱にもありましたね。1万円だとか、新築なら2万円という金額ですけど、その整理というのはどういう具合に考えられているのかというのを、まずちょっと確認しておきたいと思います。

赤井委員長 副市長。

杉岡副市長 ただいま阿古委員のご質問、基本的な考え方、私どももそのとおりでであろうというふうに思います。しかしながら、最近その税の使用のあり方につきましてはいろんな多方面からの考え方がございます。例えば、最近話題になっておりますのは、ふるさとの応援寄附金ですか、あれなんかは初めはそれぞれ金額を定められまして、それぞれの市町村が還付をする内容につきましては、地域の特産品に限定されて、些少の寄附金の1割、2割というふうなことでされておったわけでございますけれども、最近、それを大幅にふやされておるといふ実情がございます。またそういうことでそれぞれ税の対象につきましては、その市町村がそれだけをただばらまきという形ではなしに、やはりそれから上がってきます波及されます経済効果、それも含めてその税の配分のあり方、いわゆる使用のあり方が大きく様変わりをし

ております。今回の住宅の取得に関しましては、最近では頻繁に購入されたり転売されたりする方がおるわけですが、本来ならば、一生一代の買い物として、生涯の一番大きな買い物をするときには些少ではございますが、それに対します助成をさせていただきまして、葛城市の人口をふやしていくことにやはり大きな意味合いがあるんじゃないかなというふうに思います。それはやはり新築家屋また住んでいただく方の人口が今度、交付税の算定にもはね返ってまいりますし、1件でも多く住まわれることによりまして税の収入が入ってまいります。その収入が回りまわって市民に還元をさせていただくというふうな意味合いからもちましても非常に意味のある仕事かなというふうに考えております。

そのようなことから、市長が先ほど申しましたように、合併10周年を期して、金融機関等の協力も得ながらこのシステムを組み入れさせていただきまして、本日検討させていただきますのは先ほど説明させていただきましたように、新築家屋の取得につきましては1件当たり2万円、それから中古住宅につきましては1万円という、本当に些少な金額であろうというふうに思うわけですが、この波及効果というものは大きく期待をされまして、県下でもやはり葛城市に住んでよかったなど、住み続けたいなという人が1人でも多く誕生することを期待いたしております、この要綱に定められた。

以上でございます。

**赤井委員長** 阿古委員。

**阿古委員** さきの寄附金のお話をしはったのかな、ちょっと。その件と今回のこの件とはどういう何かつながりがあるんですか。ちょっと意味がわかりにくかった。

**赤井委員長** 副市長。

**杉岡副市長** 例えばという話、いわゆる税を市民に還元するということから、一方では税の、さきの寄附金、ふるさと創生寄附金でしたら、その寄附金の部分につきましてはそれぞれ還付申告におきまして税の恩恵を、いわゆる5,000円の、5,000円がペナルティーとして今負担があったわけです。その部分につきましてはそれぞれ市町村が特産品とか穴埋めするという制度がございまして、兵庫県の、ちょっと今、例を忘れましてすけれども、こういうことです。10万円を寄附することによって、そこの特産品の5万円から6万円の商品がいただける。いわゆる税の還付もそれでいただいて、差し引き税の寄附をすることによってその寄附した人にそれ以上の恩恵が入るといようなことでその制度ができて、予算が3,000万円組まれましたのが1週間でその部分の寄附が集まってしまいまして、ストップされたという事例を税務課の方にこの前、私どもでもそういうふうなことで考えてみたらどうかというふうなことを提案して指示しておいた記憶がございまして、税金というものは最近こういうふうな形で、収入は収入として受けるけど、それを上回るような特産品を出されておるといようなこともございますし、またそれぞれ商品券をもちまして地域の活性化に使われておるといような事例が最近たくさん見えております。今までは阿古委員がおっしゃいますように、我々自身は唯一特に農林畑でございますと、個人の財産に対します災害でしたら90何パーセントまでは国費でもって還元を、利益を供与されるというふうな制度もあったわけですが、最近、今申しましたように、形で特に個人の方々に對しまして税を供与すると。税の恩恵

を供与するというふうな制度が最近は特に目立っており。そういう風潮になっておるんじゃないかというふうに考えております。

以上でございます。

**赤井委員長** 阿古委員。

**阿古委員** 税収の部分で入ってくる部分についての話と、今回の使う部分についての話というのは必ずしもリンクはしないけど、関連する部分は今言うてる金額が国がそういう制度を認めたわけですよ。納税するのは本来やったら住んでいるところだけしかあかんけど、住んでいないところでも自由に選んで納税してもいいですよ、ただ納税した分は、全額やないですよ、控除対象にしますよと。そやからそこで税金を納めたことにしますよという中で、そういう制度をつくったわけですよ。その中で地方が工夫した中で、何かメリットをつけようやないかということでそういうことを考えてきたという流れを多分言っはるんやろうと思いますけども、そやけど本来の税の使い方としてはやはり違和感がある。今回のやつですよ。今言ってるのは寄附された金額があつて、その範囲内でやりましょうかという話のやつやから、それと今回言ってるのは必ずしもちょっと合致しないから。それやったら何を言うてはるのかなという確認したのはそこなんですけどね。それで、結局はこういう制度をつくるというときには一定の目的やとか数値やとか、結局大義名分ですわね、俗に言う。それがなかったらいけない。その中で、じゃそれと市民の皆さんの税金を使うに当たってどう理解をいただけるかというそのバランスの話なんですわね。それで、従前についてはよほどその大義名分がない限りそこには踏み込んでいっていない。それで、今回、先ほど事務方の方が言うてはる中で、ほかの市町村でもされていますよという話、当然これ、調べられているわけですから、されているんやけども、実際具体的にどういうふうな地方自治体の制度を調べられたのかというのをちょっと聞かせていただけませんか。

**赤井委員長** 課長。

**米井企画政策課長** 企画政策課の米井でございます。

今、奈良県内の例で申し上げますと、39市町村中13市町村、33.3%が何らかの形で助成、補助をされているわけでございます。まず県を申し上げますと、奈良県の材木を使用した住宅に対しての住宅助成というのはございます。これは使用率によって金額が5万円から15万円まで変わっているわけでございます。

大和郡山市につきましては、平成28年3月31日までに市内に転入した5年以上定住する40歳以下の持ち家取得者に対して20万円の商品券、中学生の子どもがいる場合は1人につき5万円が追加という形になっております。

宇陀市につきましては、定住促進奨励金といたしまして、転入者に対して10万円、宇陀市民の建替え、これに対しては5万円。

御所市につきましては少し変わりがまして、新婚世帯の家賃補助事業という形で月額1万円かける3年という形の助成でございます。

吉野町につきましては、吉野町の材木を使って建てられた住宅に対して80万円から200万円の間と。ただしこれには非常に条件がたくさんあって、吉野町の材木を使って製材すると

かいう厳しい条件がございます。

安堵町、三郷町に関しましては、月額1万円かける30カ月から36カ月、3年の間の家賃補助という住宅助成がございます。その他、曾爾村、御杖村、川上村、明日香村、黒滝村、野迫川村、上北山村等各定住促進に対する奨励金がございます。

以上でございます。

**赤井委員長** 阿古委員。

**阿古委員** 奈良県で見ると限りにおいたら、必ずしも過疎対策、過疎対策が100%やないんですね。もっと吉野というか、こちら側の方が多いのかなと実は思っていたんですけども、全国でもこういう、今言うてる補助関係というのは割合と過疎のところ非常に議論されて、それでもうそこはその基礎自治体というか自治体が存続するかどうかのところ、そういう意味の中で非常に大きな予算を割かれている。もしくは助成金を供されているという認識やったんです。ただ、これで言うと、奈良県の場合だと木材を使ってくれよという意味の補助ですね。そういうのと、それと家賃の補てんですね。補てんの考え方と。大和郡山市は、これすごいですね。ちょっと驚きましたけども、非常に。ただ5年以上住んでもらわなあきませんよと制約をかけてあるけども、20万円までというのは、やられているのは。大和郡山市もちょっと今聞いた中では意外やなどお聞きしたんですけども。

それで、この議論というのは総合的に僕は考えていかなあかんとは思っているんですよ。そやから、この個人の資産に対するある意味の税金の投入の仕方、それも一つの、今言うてるように、時代の流れとしてそういうことが往々にして今ありますからあれやねんけども、そういう考え方を入れるのもそやけども、葛城市の人口形態として、今3万6,000人から3万7,000人弱ですね、たしか。その中で将来5年先、10年先、どれぐらいの人口規模まで持っていきたいのかとか、ある意味そういうようなものを頭の中に描きながら、じゃ、どういう施策を行政として持っていったらいいのか。医療に対する考え方もそうやろうし、福祉の考え方もそうやろうし、トータル的な援助の仕方としてどうやっていくのか。公共交通の問題もそうやと思います、結局はね。せやから、そのトータルとしてどうやっていくんや、その中にこの一つの、今言うてる住宅補助の制度は、じゃ、どうしますかみたいなものがあってしかるべきと違うかなと。そやから、ぼんと今回補正予算に出てきたのが違和感があるというのはそこなんです。そやから、どういう計画の組み合わせの中でそれを持ってきているのかというのが、僕は非常に、何ていうか、不思議に感じた。そやから、そういう議論をやっぱり重ねていただきたいなと思いますよ。結局、葛城市で10万人のまちまで行きますねんと。20年先に行きますねんというのであれば、それに沿った施策を考えていかなあかん。それじゃなくて、あと10年後に5万人を目指しますねんとかね。そやから、ある程度の目標数字というか計画があって、どういう制度を組み合わせでそこへ持っていくんやという話をしていかないと、ぼんとこれ出て、じゃこれで10周年やから、10月1日からやりますねん。この中でこの要綱、この下に実は規則というのが多分あるんですね。もうちょっと細かいやつがあるんやろうと思いますけども。

違うの。この要綱だけですか。じゃ、これからずっと延々とこの要綱でいかはんのかな、

どうかなというのもあるしね。そやから、当初、僕が言いたかったのは、実は市長が一番最初に答弁してはるんですよ。何で補正予算に出てきたんやということ。そやから、こういう金額は少ないんやけども、制度としては非常にやはり意味のある。それで、ある意味、そのハードルの高い行政サイドとしてですよ、こういう税金の使い方についてハードルの高いものについてはもうちょっと議論してやるべきと違うかなと。そやから何で補正予算で出てきたのかというのが、この予算書を見たときにぱっと思ったわけです。その辺についてもう一回ちょっと答弁があれば。

**赤井委員長** 市長。

**山下市長** 先ほども申し上げましたように、議論は昨年の12月ぐらいからずっとしておりました。当初予算が適当だろうというふうに思っておりましたけれども、やはりこの合併10周年というところでの、ある意味葛城市の姿勢として、姿勢というのは向く姿として人口をやはり、今のところそんな10万人、20万人にしていくようなまちは、それは望むべくもございませんし、望むべきではないというふうに思っております。今、じわじわと年率2%から3%ぐらいの間で人口は辛うじて増という形でございますけれども、人口構成としては65歳以上の人口が4分の1、25%に迫る勢いでございます。このまま推移をしていきますと、5年後、10年後、30%とか35%という形で高齢化の人口がふえていくという状況になってまいりますと、税金を納めていただく人たちが減り、サービスを受ける側の人たちがふえていくという状況になるわけです。このままでは、サービスを提供しようとしても財源不足に陥るのは火を見るよりも明らかであり、やはり人口構成をできるだけ若い世代に入ってきていただいてフレッシュ化を図っていく。また子どもから先輩方まで一緒に共存できるようなまちをつくっていくということを目指して考えていくと、今住んでおられる方々も市内に住み続けていただくということはもちろんでございますけれども、大阪から30分、40分で来られるような立地条件にありながら、葛城市というのは奈良県の中南和では1つの住宅では結構な人気があるそうでございますけれども、県内全域とか近隣の大阪市内とかそういうところに名前が聞こえているわけではございませんので、そういうところの人たちに対しても葛城市という選択肢もありますよということをしっかりと示していく必要があるというふうに思って、合併10周年というのを1つの起点として、このような告知をさせていただこうというふうに考えさせていただきました。

阿古委員がおっしゃるように、税金の使い方の賛否というのはあろうかと思っておりますけれども、じゃ、人口は減るからそれを使ってもいいのか、じゃ、人口がふえているところはそれを使ったらあかんのかということはないと思うんです。2040年の問題、増田さんが提案をされましたけれども、第二次安倍内閣におきましても、地方創生、地方を元気にしていくという方法をいろんな角度から、ありとあらゆる手段を使って元気にしていくということを掲げられておりますから、葛城市を預かる者として、皆さんから預かった税金をいかに市民に還元をし、また還元をできる体制をつくっていくのかということも含めて任されておるといふふうに思っております。これをさせていただくことによって、定住促進、また若年層の葛城市への移住等を促進していただくことによって、先ほど申し上げましたように、所得税の確

保また固定資産税の確保等を図らせていただいて、市民にまた還元できる体制をつくり上げていきたいというふうに考えております。

人口をどの程度というふうに思っているのかということをございますけれども、今考えておるのは、3万7,000人から4万人までの間ぐらい、そのぐらいの人口をどう維持していくのかということ念頭に考え、それに向けてどういう努力をしていくべきなのかということを考えておる。4万人というのはなかなか、ここから3,000人というのはなかなかハードルが高いと思います。合併後10年間で1,500人人口がふえてまいりましたので、同じようなペースで人口がふえていくようなまち、3万7,000から4万人までの間ぐらいで10年、20年が維持できれば、ほとんどの市町村が人口が減という中でそれを維持していくためにどうしていくべきなのかということを考えて、いろんな施策を打ってまいりたいというふうに考えております。

**赤井委員長** 阿古委員。

**阿古委員** 葛城市が平成16年10月に合併して、今年で10年ですね。その間、実は葛城市というのは人口でほとんどマイナスになったことがないんですね。この10年間をとってみますと、わずかの年もたしかあったと思いますけども、ゼロに近いときもあったと思いますけど、必ず人口増加率で言うたら、奈良県で出ている中では増加の市ということで、報道というかデータが出されていたというのが実情です。その中で、ちょっといろいろなことを言うてくれはったから、このことだけにはかかわらないことも言うてはったんやけども、人口規模としてどう持つのかというのは、やはり政策として僕は持つべきだと思います。市長の目安としては4万人を目指したいと。

**山下市長** 現状からね。

**阿古委員** というのが1つの結論なんやろうと思うけども、例えばそれを5万人にするんや、本来の市の要件というのは、これは合併特例があったから3万人というね、4万なり3万人に落とされたわけやけども、本来は5万人というのが基礎自治体の最低ラインの市のベースですよというのが、昔の自治省、総務省の考え方である。それを考えると、例えば5万人にするということであればそれなりの施策が僕はあると思います。例えば、これは全国的に成功されているところもそうでないところもあるかもしれないけども、土地開発公社で大型の住宅開発をするというのが1つの、人口増だけにかかわればいいのかもしい。1つの方法としては選択肢としてはあるかもしれない。それを市民が求めるか、もしくは行政がその姿を描くかというのは別の話やと思います。もし、それを描くのであれば、施策としてはいろんな方法がある。じゃ、今回、これ1万円なり2万円、これ、いつまでに行かんのかまだここにはわかりませんからね、それでしたときに、じゃ、どういう方を対象として入ってきてもらうのかというのが、ここには実は出てこないんですね。それで、住んでいる人もオーケーですよということやからあれなんけども、自治体としてどういう方、人口だけを集めればいいのかという考え方ではないのと違うかなと。どういう世代の方をどの割合で入ってきてもらうのかなという、そういう方策も僕はやっぱりやっていくべきと違うかなと。

そやから、もうちょっと時間をかけて当初予算で出てきてもいいような大きな案件ですよ

というのは、そう感じたからなんです。そやから、税の使い方としては、僕は太陽光パネルのときの補助金のときの話だけれども、本来、僕はあれはやるべきものではない。個人の資産に対してあるんやけども、ただ大きい意味、地球環境で、それからエネルギーというこれからの長いスパンの物事の中で政策として一定の行政として方向性はこうですよと示すためには、それは1つの方策として僕は価値のあることやないですか、国もそういう方針を認めてきている、そんな中で地方自治体としてもそういう方針でやられたらいいのと違いますかということをご提案してきた。ただ、今回、住民の方だけというけど、じゃ、昔から住まわれている住民の方がこれから来る人に何で税金を使わなあかんねんと言わはる人が出てくるかもわからない。そやから、この制度としては、金額は少ないんやけども、いろんな議論を。望むのはやはり人口減やないわけですよ。葛城市として、人口がどの程度の割合でこうやって最終的には、最終的といえるかどうかかわからないけれども、どれぐらいの時期にはどういう自治体、葛城市として持ちたいのかというイメージをした中で、じゃ、この政策をしたら、その何パーセントがこの政策によって達成できますよとか、そういうところまで私は議論を深めて制度というのをつくっていただきたいなと思うから、こういう話をさせていただいています。

この件については以上です。

**赤井委員長** ほかに質疑ございませんか。

吉村委員。

**吉村委員** ちょっと2点ほどお伺いします。

9ページの自治振興費の中の街灯の補助ですけれども、これは当初250万円で、今回100万円の補助ということで、これは補正ですけれども、これは多分LEDの切りかえ分だと思わんすけれども、その切りかえの率というか、全体でLEDに切り替えているところはどれだけあるのかと。それと、例えばこれ、大字の中に30基あります、これを全部LEDに切り替えますといったときに、一度に申請してこれが全部通るのか、制限はないのかという、それをお伺いしたいと思います。

それと、12ページの吸収源の測量設計等委託料、これをもう少し詳しくご説明願いたいと思います。

**赤井委員長** 課長。

**門口生活安全課長** 生活安全課の門口と申します。よろしく申し上げます。

今回の街灯補助整備事業の補助金の当初予算ですが、当初年間250万円計上させていただいておりました。6月の補正の際に100万円補正させていただき、LEDの取りかえ工事ということで97基された、そういう大字がございまして、今回100万円補正させていただいたわけでございます。今現在、8月末の段階でわずかばかりの金額を残すということになりまして、今回100万円をお願いするわけでございますが、その中で、今現在、平成26年度の中で14カ大字の方で新設並びに取りかえがございました。その中で新設31基、取りかえ284基ということで、31基の中で30基がLED、取りかえの284基の中で283基がLEDという形になっております。もう以前から比べましてかなりLED化の方に進んできている、そういう

次第でございます。

今お尋ねの予算の方で、まとめて申請したらすぐに金額が出せるかという話でございますが、今現在、100万円予算計上させていただこうとしております。その中で動くことしかできませんので、事前に協議書というのを出示させていただいております。その協議書、それを参考にしまして足りなかったらまた補正させていただくというそういう形でしか動くことができないという現状でございますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

以上、よろしくご審議願いたいと思っております。

**赤井委員長** 課長。

**松村都市計画課長** 都市計画課の松村です。よろしく申し上げます。

今のご質問ですが、道の駅の西側でございます。違法盛り土をされております部分、公社で購入したその北側、用地を買収していく予定地の中にリース会社さんがございまして、そこに資材をたくさん保管されておりますので、この資材の移設に要する費用あるいは調査等を業者に委託して算定させていただこうとするものであります。

以上です。

**赤井委員長** 吉村委員。

**吉村委員** 街灯の件ですけれども、その何基という制限はないのかということをお尋ねしたんですけれども。何基、100基交換してくださいというたら100基でもいいわけですか。これ思うのは、今年度これだけの予算ですから、もうこの予算がオーバーした場合は次の来年度に回しますじゃなくて、今度、幾らでも大字からの要望があればそれに応じてまた補正を出すということですね。今、ちょっとその点がわからない。幾らでもという感じなのかなという思いがします。

**赤井委員長** 市長。

**山下市長** 今回6月補正に続いて、9月補正で、こんな格好悪いことをしてしまいましたけれども、本来であれば計画的にLED灯に変えてもらうとかいうことは事前に計画をして、それに沿ってやっていくべきであろうというふうに思っておりますけれども、でも、ことLED灯に関しましては消費電力が普通の電灯よりもはるかに低いということで、できる限り大字の皆さんの要望にこたえられるように、これはしていこうということを当初から言っておりましたので、取り替えにつきましては、要望に応えられるように補正をさせていただいているということでございます。一度に80基、90基できるのかというところでございますけれども、ある大字、一番大きな大字につきましては、二百何十基というところを全部変えたいというようにおっしゃったんですけれども、うちの予算もわかりませんでしたし、向こうもいきなりそれだけのということもございましたので、2カ年に分けて1年目に百何十基、2年目に百何十基という形で全部変更させていただいたという例もございます。また、ご相談を受けておられるような大字があるのであれば、こちらの方と打ち合わせをし相談をさせていただきながら、それがすべてできるのかどうかということも検討させていただいた上で、より大字の負担がないような形で取り替えられるように進めてまいりたいというふうに思っております。



赤井委員長 吉村委員。

吉村委員 そうですね、それでいいのかなという思いもするんですけど。

それと、私が聞くところによると、何かすごく明るい。明るいがゆえに田畑のある大字においては作物に対する影響もあるというように聞いていますので、その辺はちょっと要望があったときにそういうこともありますよということをちょっと助言というか、してあげることも大事なかなというふうに思います。障害が出てくるというのも聞いていますので。はい、わかりました。

測量設計の分は、今のその移設の分とかの委託料ということですよ。ちょっと内容をまだ、もう少し詳しくは、これ以上はわかりませんか。ちょっと。

以上でございます。

赤井委員長 課長。再度お願いします。明確にお願いします。

松村都市計画課長 現在用地買収しようとする土地にリース会社がございまして、そこにいろんなリースの資材を置かれております。それを用地買収しますので、動いていただかなければなりませんので、それに要する費用等を委託してもらい、その積算、補償時の最終額を算定してもらうのに業者委託したいということです。

以上です。

赤井委員長 吉村委員。

吉村委員 この中には補償とかその用地買収の費用は含まれていないということですよ。測量だけで、用地買収とかその補償費は含まれていない、これから、今後ということですか。

松村都市計画課長 はい。

赤井委員長 それでよろしいですか。

吉村委員 はい。

赤井委員長 ほかにございせんか。

岡本副委員長。

岡本副委員長 それで、11ページの農業振興費、農地基本台帳システム、これは100%補助ということ聞いておるわけやけど、当初予算として農地の基本台帳システムデータ変更作業委託料というのは、今年新規で上がっておるわけやけど、これと今のこの関係はどういうふうになっているのか、それと中身を教えていただきたいと思います。

それから、次に、商工費の観光費、12ページ、このここで100万円の組み替えをされておる。当初300万円の工事費だけ計上されておって、広告委託料あるいはまた役務費が計上されなかって組み替えされておる。それと、ここに135万9,000円、特定財源。これ、指定寄附の財源やと思うわけやけど、これはここに充てられておる。そのここで書いておる広告料、これはどういう意味かというのがようわからんし、いわゆる政策看板等も書いておるわけやけど、この内容。それから、吸収源対策、今、吉村委員から質問があったわけやけど、私も思っておったわけやけど、ここに測量設計委託で細説が書いてある。今聞いたら、建物の補償の分やということになってきたら、やっぱり我々、議員は何もわからんわけやから、しっかり勉強せいときのうも言われたわけやから、これから勉強していく中でやっぱりきちっと

建物の補償と書いてもらわんと、測量設計と書いたら、私みたいにあほな議員やったら、測量するんかいな、設計するんかいなとしかわからん。だから、細説もきちっとしっかり勉強できるようにあらわしておいてほしいと思います。

それで答えだけ頼みます。

**赤井委員長** 課長。

**池原農林課長** 農林課の池原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまのご質問の農地基本台帳システム変更業務委託でございますが、この事業は、平成26年4月1日に施行された改正農地法により農業委員会が保有する農地の情報を1筆ごとに整備することにより、整備する事項である農地中間管理機構管理権や農地等の賃借権等の設定条項ほかについて農地法、農地施行令等に定められているものであります。改正点としましては、農地法第52条の情報の提供、また第52条の3、農地台帳及び農地に関する地図の公表であります。この法改正に基づきまして現在の農家基本台帳システムをCSVファイルで全国農業会議に公表できるようにシステム改修を行うもので、改修委託料として97万2,000円を計上させていただき、歳入といたしまして農地台帳システム整備事業補助金として、100%補助として歳出と同額の97万2,000円であります。また、当初予算で組ませていただきました農地台帳システムデータ変更作業との違いでございますが、この当初の変更台帳におきましては、税務課の課税台帳と農地台帳を結合させるという事業でございます。

以上でございます。

**赤井委員長** 商工観光課長。

**岸本商工観光課長** 商工観光課の岸本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

看板の件でございますが、当初、工事請負費で計画しておりました看板でございますが、その計画をしていく中で、近鉄の構内の方に看板を設置するというので今お願いするわけなんですけども、それに対しまして、近鉄に制作を委託する委託料と広告料というふうに予算を組み替えさせていただくというものでございます。

それと、特定財源の135万9,000円でございますが、これにつきましては、商工費寄附金の観光費寄附金ということで、孝女伊麻保存会さんの方からいただきました。この寄附金につきましては、財団法人孝女伊麻保存会が昨年12月に財団法人を解散されました。それに伴いまして、観光の方にご利用いただけたらということでいただきました基本財産の分を寄附としていただいたものでございます。それが特定財源の方であらわれているというところでございます。観光費の方に充当させていただいているというところでございます。

以上でございます。

**赤井委員長** 副委員長。

**岡本副委員長** 今、農林課長の方から説明を受けたんですけれども、結局一番当初のシステムやというのは税務課の課税台帳と農家台帳を合わせ込んでいく、これの作業をやる、こういうこと。以前にそういうシステムででき上がっておったのではないわけ。今年にやるということやね。それ、1年間でできるわけ。新たに今年についた分については、俗に事後策の調査になってくるわけやな。それ、一筆調査をして、それをこの土地は誰が小作してはるとか、そういう

ことをデータに乗せていく。俗に闇小作はどうなる、例えば。いやいや、ということは、それをきちっと1筆ずつ調査していくわけやろ。ちょっと言い方が悪いかわからんけど、その法に基づいた小作人をしていくんやったら、実際に耕作、誰がしているねんということを把握するために、この調査をするということではないわけです。ちょっと表現は悪かったかわからん、今、わかりやすく。いやいや、ほんまにそう言わなわからへんやろ、みんな。そやからちょっとそんな言い方をしたけどな。その辺も調査をされるのか。ということは、今、遊休農地活用とかいろんなことを言うてはるわけやんか。遊休農地の中で地主はわかっているけども、例えば小作しておられる人が、まあ言うたら耕作放棄地になっているとか現実にあるわけやんな。農業委員さんも地主がわかったかて、そういうきちっと手続踏んだ耕作人がおるかどうかもわからへんわけや。そのためのこれの調査をするというふうに、私は今感じたわけやけど、そういうことがあるのかないのか、もう一度教えてほしいのと、その観光費の中で、今、課長が説明してくれはったわけやけど、近鉄構内に設置するということやけど、もう一つ、常にこれ300万円あって200万円執行してあるわけやんな。その200万円はどういう工事費に使われたか、ちょっと勉強不足でわかりませんので、ちょっと教えてほしいと思います。

**赤井委員長** 課長。

**池原農林課長** 農林課の池原でございます。

ただいまご質問のございましたこの調査の件ですけれども、闇小作というのか、口頭による所有者と耕作者の話し合いにおいて、耕作されている方に対しての調査については現時点ですという目的ではなく、これにつきましては、現農業委員会、農家台帳で持っているシステムを全国農業会議に、現の農地の所有者、面積等を全国農業会議に報告できるようにシステム改修を行うものであります。ですから、今後は口頭による農地を耕作されている方についても聞き取りをしながら、こういう今のデータ情報とは別に今後荒れてくる農地対策として必要という形は捉えておりますので、今後この事業とは別の中で検討はしていきたいと思っております。

以上でございます。

**赤井委員長** 課長。

**岸本商工観光課長** 商工観光課の岸本です。

ここの工事請負費の200万円の執行についてでございますが、こちらの方についてはまだ「緑の一里塚」という部分の予算上の部分でございまして、まだ執行の方はいたしておりません。今振りかえるに当たりまして、この看板の分を100万円を減額させていただいたということでございます。

**赤井委員長** 副委員長。

**岡本副委員長** 結局、今、池原課長の話だと、国に報告するためのシステムをつくると、こういうこと。それと、今言うてる耕作というのは、農業委員会に届けられた小作人も、それも一緒に報告すると。所有者と耕作権がある所有者も一緒に報告すると。これは目的は何ですの、国に報告するというのは。それがまず1点と、ちょっと観光の質問も聞くんやけど、200万円

は使っていないの。今、何か「緑の一里塚」か、何か言われてね。ちょっとこれはどんなやつかちょっと教えてほしいと思うし、近鉄の中でどんな看板を上げるのか教えてほしいと思います。

**赤井委員長** 課長。

**池原農林課長** 農林課の池原でございます。

ただいまご質問のありました国に対する報告する目的でございますが、今年度、平成26年度から国策、国の事業としまして、農地中間管理事業というのが始まっております。この事業におきまして、農地の集積、出し手、借り手に対して、県並びに国に対して一元化をやっという形になっております。これを全国の農業会議の方でデータを収集しようという形になっております。これが農地法の改正として出てきておるんですけども、これに伴う目的として、今現在、この事業をさせていただく予定であり、そこには流動化の農地法3条ないし各法律に基づいて賃借されている方についての報告もさせていただく予定をしております。

以上でございます。

**赤井委員長** 課長。

**岸本商工観光課長** 今、近鉄の構内に設置する看板についてでございますが、こちらにつきましては、ようこそ葛城市へというような歓迎の看板を考えております。近鉄さんの設置されている枠の中にはめ込む看板でございます。設置場所等につきましては、今、看板自体は5枚程度を予定しております。場所につきましては、今、近鉄二上神社口、当麻寺、尺土、近鉄新庄そのあたりで、看板の広告費用はそれぞれ駅によって異なりますので、今、ちょっと近鉄と協議中でございます。

それと、「緑の一里塚」でございますが、これは昨年から行っております竹内街道・横大路1400年活性化実行委員会、大阪と奈良県両方で10市と、大阪府、奈良県でつくっております協議会の中で一応設置の方向で進んでいるものでございまして、大阪府の方は昨年ほぼ完了いたしまして、今年、奈良県側として、うち葛城市と大和高田市が予定されておるところでございます。

以上でございます。

**赤井委員長** 副委員長。

**岡本副委員長** 池原課長の説明はわかりました。いわゆる出し手、借り手、そういうことを全国で把握すると、こういう事業ということやね。

それと、観光の方で、例えばようこそ葛城市ということや、葛城市へ来てくださいますというわけや。例えば大阪阿部野橋とか、そういうところはせえへんの。例えば尺土とかあたりは地元や。同じするなら、例えば大阪阿部野橋とか大阪上本町とか、よそのところへ行って葛城市へ来てくださいます、こういう看板は考えられへんの。ということは、地元へ来てくれはった人に見てもらおうわけか。ようこそ葛城市へ来てくれはりましたと。そういうことやなしに、さっき市長も言うてはった永住計画があるんやったら、もっと葛城市はこんなまちですよ、葛城市へ来てくださいますよと、こういう呼び込みの看板を、私はしたらええのかなと

思いますけども、ちょっと間違いですか。

赤井委員長 市長。

山下市長 いい提案をいただきました。また次の予算で計上させていただきますので、よろしくお認めいただきますようによろしく願いいたします。

赤井委員長 副委員長。

岡本副委員長 いや、ちょっと市長、まじめに答えてくれ。そんな人をなぶったような答え方って何やの。今言うてるやないか。地元にするよりもと言うてるのに、いい提案いただきましたとか、そんな答弁あらへんのと違うのか。それやったら、初めから今言うてる、あんたさっきも質問が出ておるように、定住がどうやとかこうやとかいうんやったら、もっと他府県からここへ来てくれという看板にするのが本来と違いますのか。

山下市長 いや、だからいい提案をいただきましたと言っていますやんか。

岡本副委員長 何でわしにそういうふうな答弁しかできひんのか。

山下市長 いえいえ、だからいい提案をいただいたと。

岡本副委員長 まともに言うたらどうやねん。

赤井委員長 もうほかにございせんか。

阿古委員。

阿古委員 今の広告の話はわかったんですけども、市内の駅のところに立てはるんですよね。それで、これは10周年の記念事業としてやるのか。というのが、広告料やから、これ1年分ですか。何月から何月までの金額なんですか。まずその辺ちょっと聞かせてください。

赤井委員長 課長。

岸本商工観光課長 まず1つは、10周年の記念ではございませんで、もちろん末永く広告していくための看板でございます。それで、今、近鉄さんと協議しておりますのは、3年ぐらいの掲示をお願いしているところでございますが、執行に当たりましては、どういう形で、何といたしますか、1年ずつの支払いとか、3年分しか無理やとか、向こうがどういう形でお話になるかというのを今調整しております、うちの方としては年払いの方がいいかなということで今調整中でございます。

阿古委員 この金額は年になっているの。

岸本商工観光課長 この額は年額。だから、年額になれば執行残が出てくるかもわかりませんが、これは近鉄さんがおっしゃっている今最大の額を一応。

阿古委員 3年分ですか。

岸本商工観光課長 3年分ですね。

赤井委員長 阿古委員。

阿古委員 これを減額するのは、工事請負費やからもう単年度で終わる金額ですよ。そやけど、今度、これを振りかえる広告料というのは、これを3年分にしたら、77万円やから20万円ちょっとかな。これは永続的に出る金額やから、1年間に二十何万円やったら10年間やったら二百何十万円、20年やったら四百何十万円と、かなり金額が上がっていくものやから、その辺はちょっと精査していただきたいなと思います。そやから、僕はぱっと見た瞬間に広告料やから

10周年、さっきから10周年、10周年という言葉が出てくるから、10周年やから1年か2年分かなぐらいの気持ちやったんけども、ちょっとその辺の考え方の整理をしてください。

それで、さっきも岡本副委員長さんが言われたけれども、考え方としては、地元にあるよりは確かに外にある方が宣伝するのにはいいような気がします。だって、地元の人は毎日駅で電車乗るときに見るんだけど、別に僕ら葛城市に住んでいるしと思うわけやから、そやから広告するんやったら対外的なものだったら、それなりの投資価値があるのかなとは思いますが、そやからその辺を精査してくださいね。これ、単年度だけで終わる話でないのであれば永続的に結構な金になっていきますからね。それを市民の人に負担してもらうわけやから、その検討はよろしくお願いします。

**赤井委員長** ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井委員長** ないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第40号議案の関係部分を採決いたします。本案の関係部分を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第40号の関係部分は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時30分

再 開 午前11時39分

**赤井委員長** 休憩前に引き続き、会議を行います。

引き続きまして、調査案件でございます。総務建設常任委員会の所管の調査案件について、初めに、地域活性化事業「新 道の駅建設事業」についてを議題といたします。本件について、現在の進捗状況等について理事者より報告願います。

部長。

**河合産業観光部長** 産業観光部の河合でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私の方からは、新道の駅の施設の内容につきましてご説明を申し上げまして、その後、都市整備部の生野部長の方から配付いたしております土地利用計画の平面図でございますけれども、それにつきましての説明をするという形になりますので、私の方からはまずは施設の内容につきまして説明を申し上げたいと思います。

新道の駅の施設の内容及び面積でございますけれども、これにつきましては平成24年3月に策定をされております都市再生整備計画に基づいたものでございまして、この施設の1階部

分につきましては、約2,300平方メートル、2階部分につきましては約800平方メートルを計画いたしておるところでございます。2階部分につきましては、6月におきまして約1,000平方メートルと申し上げておりましたが、その後検討いたしました結果、200平方メートルを削減いたしまして、約800平方メートルと計画をいたしておるところでございます。

内訳といたしましては、都市再生整備計画におきます工事都市施設でございます。観光交流センター整備といたしましての農産物の直売所として、約1,100平方メートルでございます。これにつきましては、農産物等の直売所の売り場として約650平方メートル、事務所や冷蔵庫等々のスペースを含むバックヤードとして450平方メートル、合わせて約1,100平方メートルと考えておるところでございます。

次に、まちおこしセンター整備といたしましては、惣菜、弁当また牛乳の処理加工施設等の加工所といたしまして約240平方メートルを計画いたしておるところでございます。これにつきましては、本市の特産でございます酪農製品の加工機能の充実を図りまして、牛乳処理加工を行う施設といたしまして、また野菜等に付加価値をつけるための総菜や弁当をつくりまして販売する施設を予定いたしているところでございます。

次に、地域総合支援事業といたしましては、1階部分にございます農家カフェまたアンカーショップ、物販ショップ、チャレンジショップ、飲食スペース、トイレ等の約960平方メートルを、2階部分につきましては、事務室それから多目的室、それからトイレ等約800平方メートルを計画いたしておるところでございます。農家カフェにつきましては、地域の特産でございます乳製品を使いましたジェラートを中心といたしまして、魅力ある店づくりを行っていくというものでございます。アンカーショップにつきましては、この道の駅が奈良県西の玄関口であるということも踏まえまして、その立地条件の特性を生かしながら、県内産の特産品を販売する予定となっております。また物販、ショップそれからチャレンジショップにつきましては、市内の企業家の方々が新たに個々の特性を生かせる場を提供するために設けるものでございます。

なお、2階部分の多目的室につきましては、広く地域住民の総合交流を図るための研修会あるいは講習会として利用いただくための部屋として利用いただくものでございます。

私の方からは以上でございます。引き続きまして、配付の平面図に基づきまして、生野部長の方から説明を申し上げます。

**赤井委員長** 部長。

**生野都市整備部長** 私の方から、ハード面に関しまして、現在の進捗状況を報告させていただきたいと思っております。

まず用地買収の件でございます。平成26年4月1日現在におきましては、未買収の用地が3件、移転補償建物が1件あったわけでございます。現在の進捗でございます。その中で用地につきましては1件は契約を行っております。次に、もう一件につきましては、今現在、契約書をお渡しいたしまして、押印をしていただく手続に入っております。そして、もう一件、用地等補償があるわけございまして、皆様ご存じのとおり、1件の建物、柵の郷さんの建物があるわけございまして、それにつきましては代替地等の話も行いまし

て、今現在、鋭意交渉を行っております。

なお、用地についての契約がまだでございますが、この道の駅事業に関する承諾書を用地所有者と建物所有者から承諾印をいただいております。すなわち、すべての所有者に関しまして、この事業に関して用地交渉が整ったということでございますので、今現在、県の方にお手元に配付いたしました土地利用計画平面図に基づきまして、都市計画法第34条9号によります事前協議を進めていくわけでございますが、その中で第34条9号と申しますのは、都市計画法施行令第29条の7、第1号で定められました道路の円滑な交通を確保するために適切な位置に設けられる休憩所ということでございまして、沿道サービス業となるわけでございます。その中で、法第34条9号の中の審査基準の道の駅は4に当たるわけございまして、これにつきましては、申請地は原則として対象路線の沿道に位置しているということでございまして、この部分につきましては、国道166号線の側道に面しているという道路要件があるわけでございます。

続きまして、国土交通省の道の駅の登録、案内要綱に基づき、道の駅として登録されることが確実なものであることについて、事前に道路建設課と協議を要していることとなっております、これにつきましては道路建設課と協議が終わっているわけでございます。

続きまして、施設はトイレ、休憩所等案内サービス施設及び地域振興施設、土産物等販売施設等であること。そして、設置者は道路管理者または市町村もしくは市町村にかわり得る公的な団体であるということのいずれの4つにもすべてクリアいたしておりますので、今回、34条の9号に基づいて事前協議を行うということでございまして、なお、この開発面積につきましては、3万2,811.66平方メートルを予定いたしておるわけでございます。今、お手元の平面図をもちまして県の方に開発の事前協議をまずは行うということでございまして、2枚目の建物の平面図につきましては、先ほど河合部長が申し上げたとおりでございます。その中で、この図面につきましても県の開発事前協議に提出していくということでございしますが、なお、この建物につきましては情報コーナーの部分もございしますので、先ほど河合部長が申し上げましたように、1階部分は約2,300平方メートル、2階部分が800平方メートルということの中の現在の状況でございまして、今後、この開発事前協議につきましては約1カ月余りで下りるという予定に相なっておるわけございまして、今後は都市計画法第29条1号に伴う開発申請を行っていくということでございまして、この開発申請後には、建築の設計等の詳細に入りまして建築確認をとっていくというような予定をいたしておるわけでございます。

以上、簡単でございますが、現在の用地なり開発に伴う進捗状況につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

**赤井委員長** ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんか。

副委員長。

**岡本副委員長** 今、生野部長からいろいろご説明をしていただいたわけでございますけれども、きのうの一般質問の中で、私が3月に一般質問させてもらいました、そのときには公園事業ということで進めていく、用地も公園事業で購入したと明確におっしゃられているわけやけども、



今、部長、ほぼ用地買収完了に近いという話がされておるわけですが、それは今でも公園事業として買収されていると、こういう解釈でいいのかどうかということをお聞きしたいのと、今この話であれば、公園事業というのは一つも出てきていないわけやけども、その開発行為、都市計画法で言う開発行為、第34条というのは調整区域の開発やわな。それでいくのと、都市公園事業、公園事業と今のこれと全然関係ないのと違う。その辺はどうなっている。

**赤井委員長** 部長。

**生野都市整備部長** まず、現在の用地買収の中での手法、購入の手法はという件でございます。これにつきましては、道の駅整備事業という中での税務署協議のもとで用地買収を行っておるわけございまして、なお事業の分につきましては、本来の道路附属施設の道の駅部分と道の駅前広場、道の駅交流広場整備事業という中で、平成24年3月に策定いたしました都市再生整備計画に基づいて事業を進めているわけございまして、この中に公園事業はございません。

以上でございます。

**赤井委員長** 副委員長。

**岡本副委員長** これ、部長、今、公園というのはございませんと、こうおっしゃっているわけやけど、3月時点の矢間部長、議事録が残ってあるように、きちっと用地買収も公園事業ですね、そうですね、事業も公園事業ですと。はっきり明確に、私に答弁しておるわけですわな。ところが、今、生野部長の話だったら、都市再生整備事業の中で公園事業というのはありませんと明確に言われておるわけやけど、我々、この勉強不足の議員はどういうふうに解釈したらいいのか。もともとこの道の駅事業、今、部長がおっしゃるのは都市再生法に基づく都市再生整備事業とおっしゃるわけやけど、一番当初、私が議会にお世話になったときに、最初は道の駅という話はありませんでしたが、農業構造改善事業、この話もあった。それから、道の駅事業、ここにも委員さんがおられるわけやけど、視察にも行っていますよ。道の駅事業で農産物物品販売、できませんよ、できますと押し切って今までやってきた。そこで、よう考えていって補助事業行ったら補助乗らんと。それで、生野部長の知恵で都市再生整備法に基づく都市再生整備事業、この認可をとりますよと。これやったら行けますねんと。それも聞いていました。それから、平成26年の3月になったら、都市公園に基づく公園事業でやっていきますねんと言ってきた。また、今は公園は全然関係おまへんねんと。都市再生整備事業の中でやっていきますねんと。根底をころころ変えられたら、我々、私は頭の悪い議員やさかいに、どれをとっていいのやら、本当にどの事業に乗っていくんや、この道の駅、最初からどの事業でやっていくねんということが決まっておったんかいな。その都度その都度の事業の内容を変えてきたんか。私はそうとしかとれない。

3月の矢間部長の、まして建設省から来てはる人や。建設省というのはプロのプロや。市町村の職員と違うやないか。そんな建設省から出向してきていただいた、職員に指導する立場の部長が公園事業でやりますと言うておいて、今、生野部長は公園事業は関係おまへんねんと言われたら、ほな、何の事業でやりますねんとなるのと違うか。部長を何も責めている

のと違う。あんたは正直に言うてはるわけや。

市長、どないなりますの。当初の経過から来て、あれだけ明確に言われて、市長は私にどう言われました。盛り土部分、おかしいやないかと言ったら、理屈やと言われましたんやで。そこまで言われて公園事業でやりますねんと約束しておいて、今になって公園事業と違いますねんと。これはどうとったらよろしいの。用地も公園事業で買うてますのやろ。はっきり部長は言うてはりますやないか。今、生野部長に聞いたら、道の駅事業で買うてますねんと。何でこれ、こう変わりますねん。部長が変わったら皆変わりますがな。こんなんでは、我々そんな理解もできひんし、本当にこの事業、どの事業に乗せていきますねん。そこら、市長、ちょっと説明しておくんはなはれ。わかりやすいように。

**赤井委員長** 部長。

**生野都市整備部長** 今、岡本副委員長がおっしゃっています事業の経緯についてでございます。当初、道の駅の計画の中で、私自身その当時都市整備部理事として携わっておったわけでございまして、先ほど副委員長がご指摘のように、農地の改善事業では補助事業がないということの中で、平成24年3月に都市再生整備計画を立案させていただいたわけでございます。この立案したときもそういう状況で説明させていただいているわけでございます。当然、今、私も平成26年3月議会の岡本副委員長の一般質問の内容を以前から見させていただいておりますが、確かに前任の矢間部長が申しました公園という言葉でございます。公園いつきまして、一部完成後には今お手元にお示しさせていただいておりますように、公園という箇所も協議はしておるわけでございますが、これはあくまでも完成後に公園という形であるわけでございまして、副委員長もよくご存じと思うんですけども、葛城市には5つの公園条例がございます。その中には単独で行っております葛城市二上山ふるさと公園条例、葛城市多目的広場条例、葛城市ふれあい公園条例、これにつきましては、単独の条例でございまして、おのおのその事業が終わった段階での条例ということでございます。

あと、大きく2つに分かれておるわけでございまして、葛城市公園条例と、今ご指摘されております葛城市都市公園条例の2つに大きく分かれるわけでございまして、まず、都市公園条例につきましては、都市企画決定のある大きな公園が屋敷山公園、葛城山麓公園、新町運動公園と、大きく3つの都市計画決定を打った公園がございます。そして、今回、条例の一部改正で上げさせていただきました吸収源対策で行う公園もこの公園条例に入っているわけでございますが、まず、都市計画による補助に基づいて行った公園につきましては、この都市公園条例に入っておると。さかのぼりますと、緑化重点地区を設けました公園につきましてもここに入っておるわけでございます。なお、まちづくり交付金事業等で行った公園につきましては、葛城市公園条例の中に入っておるわけでございまして、都市公園条例の部分につきましては、建蔽率2%の要件に、条例にも入っておるわけでございますが、公園条例につきましても何らそういう規制はないわけでございまして、矢間がその当時、公園事業と言った中で、私ももう一点答弁の中で公園事業は公園があるから公園事業というのを推測はしたんですけども、その中でもう一言都市公園という表現をいたしておりますので、これが大きな間違いであったかなというように思っております。ただ、公園事業だけでしたら葛城

市公園条例に適用いたしますので、ご心配いただいております建蔽率には全く関係ないわけですが、この答弁の中で2度目の、私から言いますと、はっきり言わせていただいて答弁ミスであったと思います。都市公園条例になりますと、葛城市都市公園条例の中で建蔽容積が公園施設として設けられる建築物の建築面積に関する基準が第2条の5で都市公園法を参酌いたしまして100分の2以下とするということになっておりますので、都市公園の適用をすると全く物が建たないということでございます。

あくまでも都市再生整備計画に基づきます旧のまちづくり交付金事業で行うものでございますので、仮に公園事業であったとしても都市公園条例には適用をしないという解釈もできるわけでございますので、答弁の誤りであったかなというように思います。

以上です。

**赤井委員長** 副委員長。

**岡本副委員長** いろいろと都市計画法について説明していただいたし、計画決定の話も説明自体よくわかりました。しかし、今、部長も議事録を見て話をしてくれはると思っているわけやけど、私は建蔽率2%、はっきり明記しているわけや。その中で出てきたのが違法盛り土を含めて行けますねんと出てきたわけやろ。私はそのとき何やと言いました。3万3,000平方メートル、約ね。そのうちの一部は道の駅約2万3,000平方メートル、今の事業ではそれができひんやないかと。道の駅を含めたらできますねんと。そんなんおかしいやないかと言うたら、いや、これも吸収源、都市計画に基づく公園やと。そやから一体で開発しまんねん。はっきり出ていますやんか、そこに。それだけはっきり市長ね、答弁してはりますねんで。あれは誤りですねんと。それで済みますの。市民に対してこういう事業でやっていきますねんと明言してますねんで。それで、今になったら、部長が言われるように、平成23年の都市再生でやっていきますねんと。そんなん一貫性全然ないですやん。事業ってそんな簡単なものですか。今、この事業をやりますねんと。いや、これはあきまへんねんと。今度この事業でいきますねんと。そんな感じにとれますやん。これだけはっきり私が2%2%にこだわって、これだけはっきり公園事業やと言われてますねんで。何でそれが間違いでんねん。

市長、それをはっきりしてもらわんことには我々も責任がありますやん。公園事業でやっていくねんと。それで、今、生野部長に聞いたら沿道サービスでやっていくねんと。全然関係おまへんやないか。そうでしょう。何でそんな答弁になりますねん。市長も副市長も了解していた。違いますのか。この事業でやりますねんと。少なくとも議員に明言したのと違いますのか。それで、今になって間違っていますねんと。あの事業は違いますねんと。そんなので、市長、済ませますの。理屈やと、あんた言われましたやん、私に。揚げ足取っているのと違いますで。真剣な話、私はおかしいと思うから何回も聞いたわけや。それには公園事業でやりますねんと。今になって、いいえ違いますねんと。都市再生で行きますねんと。建蔽率は関係おまへんねんと。そら、部長は専門家やから、都市計画がどうや、公園事業がどうや、そら、よう知ってはるやろ。あえて聞いているわけ。この事業も公園事業で買収したというのと都市再生で買収したというのと、この税の問題はどうなるねん。租税特別措置法、どの条文でいくねんとなってきたときに、そこらどうしはりますねん。一部でこころ変わる

ると言うてはるという話もきのうありました。まさにそのとおりと違いますのか、これ。農業構造改善からやって道の駅に行ってできひん。部長が知恵を出して都市再生をやった。今度、公園事業で行きますねんと。間違ってますねんと。また都市再生で行きますねんと。ころころ変わると言われたかてしようがないん違いますか。そこら、市長、どうですの。

**赤井委員長** 市長。

**山下市長** この3月議会におきまして、矢間部長の答弁から端を発して、私も含めて都市公園という形で答弁をしてしまったということに関しまして、改めてここで修正をさせていただきたい、おわびを申し上げたいと思います。ただし、我々は限られた皆さんからお預かりした税金の中でよりよい事業というものを探し求めておるわけでございまして、より高率の補助金等も含めて、求めてやってまいりたいというふうに思っております。その都度その都度、事業の計画等も見つめさせていただきながら、住民の皆さんから預かった税金を大事に使っていけるように努力をしてまいりたいというふうに思っております。今回、3月議会での答弁等に関しまして、さまざまな錯誤を起こし、皆さん方に理解不足を生じさせたということに関しまして改めておわびを申し上げますと同時に、これを修正させていただき、きちっとした形で事業を進めさせていただくように努力をさせていただこうと思っております。

以上でございます。

**赤井委員長** 副委員長。

**岡本副委員長** 市長が言われることはようわかりますけど、そんなころころ事業を変えて行かれへん。一番当初からこの事業をやっけいこうと思ったら何でやるねん、基本的に大事と違いますか。うまいこと、今答弁してもらっているけども、これだけはっきり公園事業やと言われて、いや、もう誤りです、錯誤でした、修正しますと言って、これ、事業をころっと変えられますのか。国に対して県に対してどんな申請をしてはりますの。要は、ずっと補助金をもらってきてはるわけでしょう。それに、この様な事を県が知らんのかどうか知りまへんで。私がもし県の職員やったらこんなん認めませんで。片方では都市再生で行きますねんと言うてるわ、片方で公園事業で行きますねんと。県の方へどんな申請を出してますねん。県の方へは、部長、あれですか。当初から都市再生で補助金ももらってるし事業もしている。こういうことになりますのか。いやいや、それであつたら、しつこく言うならば、何で都市計画の公園が出てくるねん。そこをはっきりしてほしい。何も私はあんたらを責めているつもりも何もないけど、こんな事業をやられたんでは、我々これを議会として信用できひんと言ったら言い過ぎかもわからんけども、こんなことやって、いや、ここにいてあかんかったらまたこっちに行きますねん。そんなこと言われたら。いろんな事業をやってくれてはるわけや。そやろ。いや、これ、今ちょっとやっていたんやけど、5年間で事業が変わったさかいにこの事業に変えますねん。同じ目的に向かって行けるんやたらいいけども、事業内容が変わったから目的が変わりますねんと。えらい済みませんでした、この事業で行きますねんと。そんなことされたら、我々、こんなん予算審議をさせてもろうて、理事者から出てきたやつは間違いないねんと、みんな立派にやってくれはるねんと、こう思って賛成していますねん。その途中でころっと変えられたら、こんなんどうないしますの。これ、済みませんでしたで済み

へんのと違うと思います。事業が違いますやん。これ、もっと勉強せなあかんと思いますけども、私も勉強不足で法的なことはようわかりませんわ。そやけど都市計画法、都市再生整備法、法律ぐらい皆勉強したらわかりますねん。その法律すらごろっと変えられたら、どないしてこれ、我々、ああ、そうですかと、市長、いけますねん。

それで、部長、それ初めからどんな申請をしてあったか、もう一度教えてほしい。

**赤井委員長** 部長。

**生野都市整備部長** 今、改めて答弁させていただきます。

平成24年3月の都市再生整備計画、葛城山麓周辺地区ということで立案いたしまして、平成24年度より事業を開始いたしておるわけございまして、基幹事業と提案事業、関連事業という事業がございまして、基幹事業につきましては、道の駅広場交流事業、観光交流センター整備事業、まちおこしセンター整備事業という中で、地域デザイン推進課が担当課となって協議を行っております。そして、関連事業と申しますのが、道路附属施設、道の駅の本体部分ですが、これにつきましては道路建設課の分でございまして、先ほど来公園事業と。都市計画公園になる公園事業につきましては、県の担当につきましては公園緑地課が担当になるわけございまして、今現在、一切、公園緑地課とはそういう補助申請の方は行っておらないわけございまして、この関連事業の中で、吸収源対策公園緑地事業が、ここに先ほど条例に追加させていただきました兵家公園がここに入っているわけございまして、この関連事業の吸収源の公園につきましては都市計画の公園とする。公園として維持する分につきましては公園緑地課と協議は行っておるわけございまして、私自身、この当時の計画どおりであって、たとえ一部この施設の中で公園があるわけございまして、これにつきましても公園緑地課の担当じゃなくして地域デザイン推進課と協議いたしております分でございます。

以上です。

**赤井委員長** 副委員長。

**岡本副委員長** 市長、今、部長が説明をしていただいたということですね。今の話であつたら、その公園事業、一切出ていないと、こう言うてはるわけや。それでは何で公園事業で行かれたのか。税の問題はどうなっておったのかということまで、これはなってくるわけやな。そこらをきちっと事業を進めていく中で、用地の担当をしている人も税の恩恵を当然受けられる事業と。そら、一部恩恵を受ける事業とあるわけや。金額が全然違うわけですやん。その事業で行って本当に皆さん方にどういう税の説明をされたのか。僕は入っていないんで知りませんよ。その税はどうなっておるのか。どれだけの恩恵がある事業なのか。それやったら、都市再生で初めから行っているんだつたら都市再生で行つたらいいのと違いますのか。何で公園事業が出てきますねん。市長、これはどうですか、税の問題とかは。

**赤井委員長** 副市長。

**杉岡副市長** 今、議論をいただいております部分につきまして、やはりそれぞれの立場、進める方とそれをやっぱり一時凍結するというふうな立場の人と、その考え方は違うわけなんですね。初めにこの事業をやるためには、やはりあそこで販売所、加工施設等々ということになりま

すと、今まで當麻の家がやっておりました構造改善事業の方にその事業の補助を求めて検討したこともございましたし、ほかの事業の中ででもできないかなというふうなことを考えて模索しておるわけなんです。ですので、やっぱり今現在は社会資本創造交付金事業に、今これが一番有利だと。土地の買収も含めて補助対象になるだろうということで、この事業を進めさせていただいておりますし、やはりこれは間違いじゃなかったなという思いをしております。

それと、今、質問をいただいております税の問題なんですけれども、都市公園というのは、これも県の方から担当の方にどういうふうになっているんだということは、ある市民の方だと思いますけど、2%の条項を持ってこれを計算するのはおかしいんじゃないかというようなことが、我々が県に問い合わせる前から、心配して県に問い合わせられているというようなことで、県の方からこちらの方にその問い合わせがございまして、その当時の中理事、それから矢間部長でそれぞれその協議が始まったわけなんです。しかし、この中では、都市公園の中では、やっぱり収用法の中にはもちろん都市公園法に基づく公園もあることながら、また国または地方公共団体が設置する公園につきましては、収用法の適用がありますよということが明記されております。どの引き出しを取るかということに関しましては、やはり公共団体が設置する公園につきましても5,000万円の控除があるというのは明確に記載されておるわけございまして、たまたまその県の方から都市公園に係りますメニューの中には、ちゃんとこの中には販売所、レストラン等もできるというふうなことを明記されておりますし、そういうふうな方からそれを検討しておった部分が頭にあるわけございまして、あの矢間部長の答弁の中には都市公園というふうなことがあったわけですね。

しかしながら、今ご指摘いただいておりますように、そこには次に面積的な縛りがあるわけなんです。そやから、面積的な縛りがある分につきましては、やはりそこで引っかかりましたら次の模索、いわゆるそれを完成させるためにはどの法律をどういうふうにとたいていくかというのが、やはりこれ十分検討していかなければならない中で、先ほど、本来の都市計画法に基づきます道の駅事業と申しますのは、やはり今、きのうも答弁しておりますように、都市計画法第29条の7、第1号ですか、そこに記載しております本来の道の駅の部分としての機能を持たせるという部分で、その部分で許認可をいただいて、やっていく。――

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

(削 除)

赤井委員長 ちょっと静かにしてください。

杉岡副市長 (削 除)

以上でございます。

**赤井委員長** 副委員長。

**岡本副委員長** 1つずつただらだと説明していただきました。今、副市長の話聞いておったら、公園事業での5,000万円事業行けますと、こう説明を受けた。税金は公園事業で行ってしまうがな。事業は変えますがなというのと、今、社会資本整備交付金事業に触れられた。今はこれが正しいと思うけども、またもっと有利な方があったら行けるねんと、今、あんたはおっしゃった。国は何やねん。5カ年を基準に皆来てるのと違うのか。5カ年を基準にして一番当初のこの事業でやっていきますと。5年間は変えられへんやないか。何ていう討議をするねん。議会をばかにしているのと違うか。そんなとろとろ言ってやで、何でそんなごまかす答弁をするねん。はっきりあかんならあかんと言うたらええねん。何で私にやったらそんな答弁をするねん。もっときちっとしっかりと答弁してもらわなあかんやん。今、副市長の話聞いていたら5年間は関係ないやんか。今このAという事業でいっているけど、有利な事業があったらこっちに変わるねん、そんなんできるのか。副市長の力があつたらできますのか。そんな答弁ないやないか。何で私らにそんなことばかり言わなあかんねん。何もおれ、声を大きくして言いたくないよ。何でそんなことを議員に言わなあかんねん。もっと正しいことで攻めていったらどないやねん。何で話し合いができないねん。そんな、わしに、社会資本、もっと有利なのができますねんと、そんな答弁あつたもんやない。補助事業というのはどんなものやねん。昔から5年5年で切つてあるやないか。それで、5年が過ぎて、またこういう事業があります、これはこの事業に乗ってくださいというのが補助事業の基本と違うの。おれ、そんな答弁やったら、そんなもの、みんな議員はどう思つてはるか知らんけど、そんな答弁なつてないがな。

**赤井委員長** 暫次休憩いたします。

休 憩 午後0時16分

再 開 午後1時30分

**赤井委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

副市長。

**杉岡副市長** 先ほど、食事前でございます岡本副委員長の質問に対しまして、私が答弁いたしました前半の税のことに関する見解以外の発言につきましては発言を取り消させていただきます。あくまでも今回は社会資本創造交付金事業、都市再生整備計画に基づきました道の駅の推進に全力を挙げていきたいと思っております。

以上でございます。

**赤井委員長** 市長。

**山下市長** 今、副市長が申しあげましたように、いろいろと3月議会での、先ほども申しあげましたように、当時の部長が都市公園という形で答弁をし、それに関して2%で行けるのかというような話があった中でのことでございます。このことに関しましては改めて修正をし、また都市再生整備計画、まちづくり交付金事業でしっかりと事業推進をしていくということでご

ざいます。何をおいてもできるだけ早く市民のためにこの事業を完遂することが我々に課せられた使命であるということ認識し、頑張ってまいりたいというように思います。

**赤井委員長** 発言の取り消しの件は、そのようにさせていただいてよろしいですか。

(「はい」の声あり)

**赤井委員長** それでは、そのようにさせていただきます。

ほかにございませんか。

副委員長。

**岡本副委員長** 都市再生整備計画で行くという話ですけども、市長も副市長もこれは間違いであったと認めていただいているのはよくわかりますけど、やはり我々としては、先ほど言いましたように、当初からの事業の計画、いろいろ私は変わっていると思うしね。そやからやっぱりこういう都市再生整備で行かれるにしたかて、やっぱり道の駅というものはもう一度凍結をして考え直していただいて、さらに本当にこの事業で進めていって間違いがないのかどうかということきちっとやってもらいたいということ私を理事者側をお願いをしないと、ああそうですかと、公園事業は誤りでしたんか、都市再生やりますの、そうですかと。そうは行きませんよ。そやから、それはやっぱり市長も副市長もきちっとこれを凍結してもう一度見直してやっていく、こういう姿勢になってもらいたいということ私を申し述べたいと思います。

**赤井委員長** ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井委員長** ないようでありましたら、本日はこの件についてはこの程度にとどめたいと思います。

続きまして、尺土駅前周辺整備事業に関する事項についてを議題といたします。本件につきましても、現在の事業の進捗状況等について理事者より報告願います。

部長。

**生野都市整備部長** それでは、調査案件でございます尺土駅前周辺整理事業につきまして、現在の進捗状況をお手元に配付いたしております図面をもとにご説明申し上げたいと思います。

まず、用地買収済みにつきましては、平成22年度から平成25年度分におきまして色分けで用地買収の進捗をお手元に配付の図面で示させていただいているわけございまして、なお、今後の用地買収の経緯につきまして、未買収につきましては赤の網かけで印を1番から8番まで打たせていただいております。これにつきまして、現在の進捗を申し上げたいと思います。

まず、右の方から1番、2番、3番、中心部分の6番の4件についてでございますが、これにつきましては、代替地も決まりまして、間もなく契約をする予定になっておるわけでございます。そして、5番に関しまして、ちょうど駅前になるわけでございますが、5番と川沿いの5番、この方は2カ所の用地、建物をお持ちでございます。この方につきまして、いろいろと以前から難航しておったわけでございますが、現在、ほどなく同意を得られるというような状況まで来たわけございまして、今後はこの方の希望されている代替地につきまして市の方も間に入りまして用地交渉をしていく予定をいたしております。なお、アパート



部分の4番と7番につきましては、依然、代替地をよく検討をしていただいております。4番の方につきましては、2カ所の提示の中で決定をいただくということになっております。7番の2カ所をお持ちの方につきましては鋭意代替地等の検討を行っているというような状況でございます。なお、今年度は予算を見送らせていただきまして、用地買収に専念をいたしておるわけでございますが、経過といたしましては、難航いたしておりました5番の方が、地元の役員さん等々のご協力によりまして、ほどなく契約ができるかというような運びになってきた状況を今申し上げさせていただきます、現在の進捗状況とさせていただきます。

以上です。

**赤井委員長** ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんか。

副委員長。

**岡本副委員長** 今、部長の方から説明していただきましたわけやけども、この平成25年から繰り越しをしているわけやけど、この中に用地買収それから工事の関係は入っておるわけやけども、その繰越金の中で、その工事分はどういうふうにされるの。それを用地の方へ組み替えられるの。そこらの手続はどうされるの。繰り越しをした場合に、全体を繰り越ししているんやから、中身は組み替えてもいいということになるのか、組み替えられへんのか。組み替えられへんのやったら、その分は返さないかんわな。そこらの処置はどうなっているの。私がこういうことを聞くということは、やっぱりずっと言っておるように、繰り越しは繰越制度があるわけやけども、繰り越ししたら中身がじきに変わっていく。こんなんでは事業の趣旨が狂ってしまう。やっぱり事業をやっていく中には繰り越しを、例えば工事で何ぼ、用地で何ぼと繰り越したら、きちっとそれで執行すべきや。例えば工事の金が余っているから用地に回す、言葉は悪いけど、そんなルーズなことをしてもらったら困る。そやから、今、部長がおっしゃったように、市長も1年間休めと言うたんやから休みますねんというてもらってるわけや。それ、休んでいる間に、例えば工事として繰り越した、そんなものをどうというふうな考え方で行かれるのか、教えてほしい。

**赤井委員長** 建設課長。

**石田建設課長** 建設課の石田でございます。よろしく願いいたします。

工事につきましては、平成25年度の明許の予算といたしまして、ご存じのように橋りょう工事という形で当初を組ませていただきまして、1億1,520万円というところで工事の予算を持っておったところでございますけれども、最終、工事費に平成25年度の明許の執行額につきましては、擁壁、街路の街灯の基礎等の工事をさせていただいた中で2,524万950円の執行をさせていただいたところでございます。あと、岡本副委員長が申されましたように、工事の額としては不用額として8,995万9,000円少々の部分が明許費としては不用になったところでございます。

なお、平成25年度の工事執行はいたしておりませんので、平成25年度の工事費は先ほど申されましたような形の中で工事費の全額を繰り越し、1,500万円を平成26年度に繰り越しをさせていただく状況でございます。

赤井委員長 副委員長。

岡本副委員長 今聞いているように、繰り越しをしたわけやんか。たとえ金額が多少小さいとしたってね。その1,500万円を用地に回すのかと。回せるのかと聞いているわけや。わかる。

赤井委員長 課長。

石田建設課長 繰り越しにつきましては、工事というような形の中で繰り越しをしておりますので、用地等の部分に予算を組み替えるということはできませんので、不用額というような形で流すというような形になってこようかと考えております。

赤井委員長 副委員長。

岡本副委員長 今聞いているように、いわゆる繰り越し、事業の目的があって繰り越しているわけやから、その目的に沿わん部分については国に返還するという言葉があかんのか知らんけども、国に返還して行って、用地の方には回しませんと、こういうことでいいわけですね。はい、わかりました。

赤井委員長 ほかにございませんか。

ちょっと課長に聞きますけどね、どうなのか、この4番のアパートの横に広場がありましたやんか。あれは囲いをしていますやんか、また。あれはなぜですか。何かあったんですか。ちょっと聞かせてほしい。

課長。

石田建設課長 当初、あそこで待機というか、していただくという形の中で広場、あの部分だけを確保させていただいた中で舗装もさせていただきながら、整備の途中ですけれども、あそこを利用していただくというような形で整備をさせていただいたところですが、一部住民の方から、あそこに車がとまっておりますと東の方が細いと。道の幅員が狭いので、あそこで対向する車が、あそこで道の東から車を避けてする部分の対向ができないということの中で、あそこで車が待機されますと、そういう状況で対向ができないと、退避場所というような形の中で確保できないということの中で、あの柵を設けさせていただいたところでごさいます、一応駅前で待たれる方につきましては、西の方が広がっておりますので、そちらの方で待機していただきたいということで張り紙も設けさせていただきながら、そういう対応をとらせていただいたところでごさいます。

以上です。

赤井委員長 張り紙とかしてくれているんやね。

石田建設課長 はい。バリカーのところに一応張り紙はさせていただいて、はい。

赤井委員長 わかりました。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 ないようでしたら、本件につきましては、本日はこの程度にとどめたいと思います。

引き続きまして、行財政改革に関する事項についてを議題といたします。本件につきましても、現在の事業の進捗状況等について、理事者より報告願います。

部長。

**吉村企画部長** 企画部の吉村でございます。

ただいまの行財政改革についてでございます。この中に关しましては、新市建設計画の見直しということについてでございます。現在、この見直しにつきましては12月議会において上程させていただき予定で進めさせていただいております。8月には各課の事務事業のヒアリングを終えまして、現在それに基づきまして財政計画を検討しているところでございます。提示できる資料が整いましたら、その都度提示させていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**赤井委員長** ただいま報告願いましたが、このことについて何かが質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井委員長** ないようであれば、本件につきましても本日はこの程度にとどめたいと思います。

最後に、公共バスの運行についてを議題といたします。本件につきましては、このたびの委員会より新たに所管事項の調査案件となりましたので、理事者より事業の経過及び現状について報告願います。

部長。

**吉村企画部長** 企画部の吉村でございます。

ただいまの公共バスの運行につきましては、去る6月9日の奈良県地域交通改善協議会におきまして、奈良交通株式会社が当麻新庄線の廃止を表明いたしまして、9月30日をもって廃止されるわけでございます。このことを受けまして、本市といたしましては、当麻新庄線に関しましては、市内全域の運行体制が整いますまでの間、10月1日から奈良交通の協力を得ながら、市の公共バスとして運行させていただきことになりました。今後につきましては、この当麻新庄線も含めまして、市内の葛城号、ミニバス、ゆうあいバスを含めた市内公共交通ネットワークを再検討いたしまして、本来市民の皆様が必要としておられるネットワークを構築させていただき予定でございます。今後、これから検討させていただき中で、適宜お示しさせていただきながら、ご協議願いたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**赤井委員長** ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井委員長** ないようであれば、本件につきましても、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りします。地域活性化事業「新道の駅建設事業」について、尺土駅前周辺整備事業に関する事項について、行財政改革に関する事項について及び公共バスの運行については、事業の進捗に伴い随時委員会を開催し審議を必要とすることから、議長に対し、それぞれ閉会中の継続審査の申し出をしたいと思いますと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井委員長** ご異議なしと認めます。よって、地域活性化事業「新道の駅建設事業」について、尺土駅前周辺整備事業に関する事項について、行財政改革に関する事項について及び公共バスの運行については、議長に対し、それぞれ閉会中の継続審査の申し出をいたします。

以上で本日の審査はすべて終了いたしました。

ここで、委員外議員からの発言の申し出があれば許可をいたします。

白石議員。

(白石議員の発言あり)

赤井委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

これをもって総務建設常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午後1時52分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 赤井 佐太郎